

# 1. 平成22年第4回郡上市議会定例会議事日程（第2日）

平成22年6月14日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

## 2. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番	田中康久	2番	森喜人
3番	田代はつ江	4番	野田龍雄
5番	鷺見馨	6番	山下明
7番	山田忠平	8番	村瀬弥治郎
9番	古川文雄	10番	清水正照
11番	上田謙市	12番	武藤忠樹
13番	尾村忠雄	14番	渡辺友三
15番	清水敏夫	16番	川嶋稔
17番	池田喜八郎	18番	森藤雅毅
19番	美谷添生	20番	田中和幸
21番	金子智孝		

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	田中義久
総務部長	山田訓男	市民環境部長	大林茂夫
健康福祉部長	布田孝文	農林水産部長	服部正光
商工観光部長	蓑島由実	建設部長	井上保彦
水道部長	木下好弘	教育次長	常平毅
会計管理者	山下正則	消防長	川島和美

郡上市民病院  
事務局長 猪 島 敦

郡上偕楽園長 牛 丸 寛 司

国保白鳥病院  
事務局長 日 置 良 一

郡 上 市  
代表監査委員 齋 藤 仁 司

#### 6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 池 場 康 晴

議会事務局  
議会総務課長 河 合 保 隆  
補 佐

議会事務局  
議会総務課長 羽田野 利 郎

### ◎開議の宣告

○議長（池田喜八郎君） おはようございます。

議員各位におかれましては、連日の出務、大変御苦勞さんでございます。

ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承をお願いいたします。

なお、広報掲載のため写真の撮影を許可してありますので、よろしく願いをいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（池田喜八郎君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には18番 森藤雅毅君、19番 美谷添生君を指名いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（池田喜八郎君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんをいたし、決定をいたしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。答弁につきましては要領よくお答えをされるようお願いをいたします。

---

### ◇ 田代はつ江君

○議長（池田喜八郎君） それでは、3番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

3番 田代はつ江君。

○3番（田代はつ江君） おはようございます。

全国豊かな海づくり大会の日程も全部終了しまして、新聞、ニュース等で、天皇陛下、皇后陛下様の本当にお優しいお写真と、また、未来を託される子どもたちの本当にすばらしい顔がいっぱい載っているのが大変印象に残っております。

では、議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまより通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、学校給食についてということで質問をさせていただきます。

まず1番の食物アレルギーの生徒に対する対応というところでお願いいたします。

近年、食物アレルギーのある児童・生徒が急増し、本人はもとより家族にとっても深刻な問題となっています。卵、ソバ、小麦粉、大豆、甲殻類などがアレルギーを引き起こし、重症な生徒になると、フライなどのつなぎに入る卵もだめ、エビフライを揚げた油での揚げ物もだめということです。食物アレルギーの生徒のために給食の一部を別献立で調理を行い、児童から、食べられるものがふえて給食が楽しくなったと喜ばれている学校もあるようですが、郡上市の学校給食においては、アレルギーを持つ児童・生徒に対する対策はどのようになされているか、お聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） おはようございます。

それでは、田代議員の、まず食物アレルギーの生徒への対応ということでお答えをしたいと思います。

最初に、市内の食物アレルギーを持つ児童・生徒の現状ですけれども、児童・生徒の中で食物アレルギーを有する子どもたちは222人おります。その中で、特に給食について何らかの対応をしなければならないという児童・生徒が、小学校で58人、それから中学校で39人、合わせて97人あります。主な対象となる食物ですけれども、牛乳、乳製品、それから卵、エビ、サバ、キュウイ、こういったもので、大体小学校で19品目、中学校で21品目というふうになっております。

こうした食物アレルギーを持つ子どもたちの把握ですけれども、これは入学時に健康調査を行いますので、その折に保護者から回答のあった児童・生徒に対して、学校と給食センターの方で名簿を作成しまして把握するという、そういう手だてをとっております。これは小学校入学時ですけれども、中学校の場合も、小学校での記録をそのまままた中学校の方へ持っていくので、同じような内容として把握ができていないんじゃないかというふうに思います。

そこで、食物アレルギーを持つ子どもたちに対する対応ですけれども、学校給食で特に対応が必要な児童・生徒の場合は、まず保護者と個別に相談をしまして、どうすればいいかという、そういった方法について具体的に協議をしますし、随時、保護者から連絡をいただくということもありますが、できるだけきめ細かな対応をすることによって努めております。

具体的に申し上げますと、給食センターの方から毎月の学校給食の献立と食材がわかる献立表を送っておりますが、その中で具体的な事項として、使用する食材をはっきり書くこと、それから、特に調味料、あるいは加工食品等の配合表や成分表、また産地の資料もつけて、特別配慮を要する子の場合は該当の食品にマーカーをして、これがそういった対象ですよということまで手配をしております。また、学級担任等につきましては、直接子どもたちが食べる場所に居合わせますので、特に月ごとに給食センターの方で確認をしていただいた献立につい

て、誤って食べるということがないように配慮をしていると。

それから3点目になりますが、食物アレルギーのある子に対して、食べられないという食品がありますので、そうした場合には、例えば牛乳の場合だったら豆乳にかえるとか、あるいはサバの塩焼きをサケの塩焼きにかえるとか、また、ゴマあえの場合は、ゴマが起因する食品であればゴマを除くといったことをしたり、そのほか、マヨネーズをしょうゆのドレッシングにかえるとか、そういうかわりの食品ということで対応をしておりますが、御指摘のあったように、非常にそういう子どもたちが今ふえておりますので、このままの状況で対応するということは、給食センターでもかなり難しいという状況がありますから、専門の職員を配置するなり何なりするということについては、今後検討をしていかなければならないというふうに考えております。以上です。

(3番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 田代はつ江君。

○3番(田代はつ江君) ありがとうございます。

高校においては、エビ天を持ってみえて、それで緊急の治療をされる方も見えるとお聞きしたんですけれども、小学校、中学校においては、そういうことはないわけですね。

○議長(池田喜八郎君) 青木教育長。

○教育長(青木 修君) 今のところ私の方に、救急車で運ばれるとかといったようなそういった事例という話は聞いておりません。

(3番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 田代はつ江君。

○3番(田代はつ江君) ありがとうございます。

それでは2点目の、食の状況と食育についてという、2番、3番を続けて質問させていただきます。

飽食時代と言われ、物のありがたさに感謝のできない人間が多くなってきたように思います。また、その反面では、長引く不況により人々の財布のひもはかたくなり、無駄なものは買い控える傾向もあるようです。とはいうものの、殊、食べ物に関しては、余分を買って腐らせてしまったり、たくさんつくって食べ切れず、捨ててしまうことが平気で行われているのが実態ではないかと思えます。私は、お米に関しては特に思います。私たちの口に入ることなく捨てられていくお米がどれだけ多いことか。心の中では、ごめんなさい、私たちの命の糧なのにと思いつつも処分しているのが現実です。

学校給食では、子どもたちの身体等に合った栄養や、分量等に配慮した献立で提供されておりますが、子どもたちはしっかりと食べてくれているのでしょうか。また、食べ残しの実態や、

その残飯の廃棄の仕方、その量についてもお聞かせいただきたいと思います。またあわせて、食べてくれるように努力されていることや、食育という意味で、給食をつくってくださる方や、また食べ物を育ててくださる農家の方への感謝に対する教育はどのようになされているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 答弁を求めます。

青木教育長。

○教育長（青木 修君） それでは、特に食べ残しの状況と、それから食に対する感謝ということについてお答えをいたします。

まず食べ残しの実態ですけれども、残量につきましては、年に何回か調査をして把握しておりますが、各給食センターが把握しております残量につきましては、小学校は少しありますけれども、中学校は大変少なくて、全体として残量は少ないというふうにとらえております。ちょっと重さの比較で量を申し上げますと、総重量に対する残量の割合ですが、小学校で主食が3.7%、中学校が2.6%、それから副食が、小学校で2.8%、中学校で1.4%、牛乳は、小学校で1.2%、中学校でも同じく1.2%です。その中で、特に大和の給食センターで中学校の残量、これは大和中ですけれども、主食、副食ともゼロです。そして、和良の給食センターにおきましては、これは小・中学校が含まれるわけですけれども、ほとんどゼロという状態です。特にどんなものが残るかということですが、やはり献立によって違うんですが、野菜類、それから海草類、あるいは焼き魚といったようなものが多く残るようです。野菜では、ナスとかトマトとかピーマンといったものが比較的多いようですけれども、献立として比較的多いのが、野菜サラダですとか、酢の物とか、あるいは煮物、あえものといったものが多いというような状況です。

それで、食べ残しの処理ですけれども、野菜くずですとか食べ残しにつきましては、環境衛生センターへ運んで、堆肥等へリサイクルをします。これはすべての給食センターではありませんが、そういったことをしておりますし、残った廃油ですね、それは専門の業者に買い取っていただいて、洗剤などへリサイクルします。それから紙とかビニール、いわゆる燃えるものにつきましては、仕分けをしてクリーンセンターへということです。

そこで、子どもたちが食べるようにどういう努力をするかということですが、食の基本は家庭にありますので、まず、何はさておいても家庭の方で好き嫌いなく食べるような指導をしていただきたいと思っておりますし、そうした食材が自分たちの手の届くところまでにどういう手が加わっているのかということも家庭の方でも話をさせていただいて、指導していただくということが必要ではないかというふうに思います。

それから、先ほど申し上げましたように、食事の中で比較的伝統的な献立にかかわるものが

よく残るような傾向がありますので、やはりふるさとの食生活といったもので、文化として伝わっている伝統的な食については、それぞれの家庭で、例えば1週間に1回なり、1ヵ月に1回なりということで、そうした調理をしていただくということも必要ではないかというふうに思っております。

また、学校の場合ですけれども、学校給食の取り組みでは、先ほどもお話がありました、特に食生活と自分の健康について、栄養指導という観点で自分の体や心を育てるのには大事だからという、そういう意味での給食の指導が一つはあると思いますし、それから食べ物の生産や調理に携わっていただいている皆さん方の努力とか工夫とか、そういったものを学ぶということも大事だというふうに思っております。

それから3点目になりますが、日本の食料不足があった時代もありましたし、それから、現に世界では随分多くの人たちが飢餓に苦しんでいるわけですから、そういった世界との比較、あるいは日本の歴史の歩みの中での食生活といったことについても、これも学校の授業の中できちんと取り上げて指導をしていくということが必要ではないかということを考えております。

最後になりますけれども、給食にかかわる人や物に関しての感謝の心をどのように育てていくかということですが、繰り返しのようなお答えになりますが、給食として私たちがいただくまでの間に、どういう人たちの手にどれほどの手間がかかっているかということについて具体的に教えていくということだ大事ではないかと。特に具体的に申し上げますと、食材を生産する農家の方、あるいは酪農家の方、あるいはその業務に携わっておみえになる方が、どうした工夫をして生産をしていらっしゃるか、どういう願いで生産をしていらっしゃるかということについて、実際の見学とか、あるいは働いている人から聞き取りをするとか、そういったことが必要ではないかと。

現在、市内の各小・中学校は、おおよそほとどの学校も、とりわけ農業体験ということになりますけれども、そうした体験を通じて学んでいるということが実際に行われておりますので、そういった意味については、こうした学習を継続していただきたいというふうに思っておりますし、それから2点目として、献立を考えたり調理をしていただいたりする人の取り組みの理解ということもあります。これは、栄養教諭ですとか、あるいは学校栄養職員の皆さん方から話を聞くということもありますし、全体として、これは学校給食を問わずあらゆることですけれども、心の問題として、特に食がほかのものの命をいただいているんだということについて子どもたちもきちんとわかっていただいて、いろんなものの命をいただきながら自分の命を保っているんだということについての理解をさせるということについては、これは折に触れ語ったり、あるいは具体的な場面で指導をしたりすることが必要ではないかというふうにして考えております。以上です。

(3番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田代はつ江君。

○3番（田代はつ江君） 詳細につきましてありがとうございます。

小学校の給食の時間を学校給食の試食会という形で、例えば楽しい給食がどのようになされているかというのを、議員さんたちも仲間に入れていただいて、1日ぐらいそういう機会をつくっていただけると、またこれもいいことかなあというふうに要望したいと思います。

では、2点目に行きます。

健康、予防と早期発見、医療費の抑制というところで質問をさせていただきます。

郡上市の65歳以上人口は、平成22年4月1日現在で1万4,382人、高齢化率は、実に30.79%です。国立社会保障人口問題研究所の人口推計によると、郡上市の高齢化率は、5年後の2015年には35.64%、10年後の2020年には38.76%、20年後には43.67%とされており、超高齢化社会の訪れは、もはや避けることができない現実のものと言えます。このことは、すなわち納税者が減り、年金や医療の支出が伴う世代がふえるということであり、子どもたちや孫たちの未来は極めて厳しいものがあるということです。今私たちは、国民皆保険の恩恵にあずかって、安心して医療機関にかかっていますが、医療保険も国民の相互扶助制度であり、保険税を払ってくれる若者に支えられていますので、医療費の抑制についてもみんなで真剣に考えなければいけないときが来たのではないのでしょうか。

このことを踏まえて、八幡の女性の有志で組織する虹の会では、去る3月、「備えあれば憂いなし、認知症、脳卒中と、医療のイロハ」という演題で、脳神経外科医として救急医療や総合診療に御活躍の山川弘保先生を講師にお願いし、講演会を開催いたしました。虹の会では、これまでも市内の病院の先生方をお願いして、何度か健康についての勉強会を行ってきましたが、いつのときでも皆さんの関心は大変深いお話ばかりでした。

今回の山川先生のお話の中でも最も共感をしたことは、脳卒中は、がん、心疾患に続き死亡原因の上位を占め、高齢者が要介護者となる最大の原因であることから、発症後の早期治療が救命率の向上と後遺症の軽減に不可欠であるということでした。山川先生は、貴重なデータをもとに、わかりやすくお話ししてくださいましたので、参加していた約280名の全員が、おかしいと思ったらまずは医師の診断を受けようと、早期受診の必要性を認識したことと思います。特に脳卒中の7割近くを占める脳梗塞については、近年、有効な治療法により、発症後3時間以内に治療を開始すれば、患者の約4割が後遺症を残さないと言われているそうです。

ここで、少し紙芝居ではありませんけれども、資料を持ってきましたので見てください。

日本人の死因は、このグラフにありますように、がんが1番です。その次に心筋梗塞とかそういう心疾患で、先ほども言いました、上位を占めているといいます脳卒中等が11.8%で3



位を占めております。

介護が必要となった主な原因で、要介護別にグラフにしてあるんですけども、この赤いところが、脳卒中等の脳血管疾患で倒れた人の介護の必要性なんですけれども、一番多いわけなんです。特に介護5に、上にだんだん上がるにしたがって44.5%と、多くを脳卒中が占めているということがこの表でおわかりいただけると思います。

脳卒中の発症後の日常生活の動作ですけれども、寝たきりになる方が8%、部分介助が18%、それからこの部分の不自由自立とって、皆さんの支えをいただかなければ生活ができないという方が34%、完全に自立される方は40%ありますけれども、この方は本当に早く治療をしたということでこういう結果になっていると思います。

脳梗塞における病巣の拡大ですけれども、最初の3時間までの間に梗塞はこんなに大きくなります。また、6時間たつとこんなに大きくなりまして、時間がたてばたつほどどんどん梗塞は大きくなってしまふということから、脳梗塞の診断と治療は、一刻も早く病院にかかることが大切だということが、この表を見てわかっていただけると思います。

最近、東京都で作成し、高齢者に配布されているという脳卒中の早期発見、早期治療と再発予防を意識啓発するポスターとリーフレットを目にすることがありました。脳卒中の治療は一刻を争います。「次のような症状が起こったらすぐに119番」という大きな文字がまずは目に飛び込んできました。内容では、脳卒中の発症が疑われる顔、腕、言葉の三つの症状をイラストなどで解説し、救急隊に必ず伝えることとして、いつからどんな症状があるか、どんな持病があり、どんな薬を服用しているかの二つのポイントも示されていました。

今後、郡上市においても脳卒中患者の増加が予想されますので、ぜひ郡上市においても東京都のような啓発ポスターを作成するなどして、市民の健康意識を高める努力をしていただき、健康な高齢者であふれるまちを具現化していただきたいと思います。超高齢化社会を見据えての郡上市の将来展望について、市長の御所見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） それでは、答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） ただいま脳卒中の問題について、いろいろとグラフ等を使ってお話がございましたが、まことにそのとおりだと思います。大変郡上市におきまして、ここ16、17年度あたりは、まさにおっしゃっているように、死因の第3位を占めておるという状態がございますし、また18、19、20年度は、第3位に肺炎が入ってきておりまして、4位ということではありますけれども、いずれにいたしましても大きな要因ということになっておるわけですし、もし発症をした場合にはその治療に一刻を争うということが、まことにそのとおりだと思います。

今現在、郡上市におきまして、いろんな意味で市民の皆さんの健康づくり、予防、いろんなことをやっております。特定健診等において、気をつけなきゃいけないという方にも個々にいろんな指導をしておりますけれども、今おっしゃったような、市民の皆さんにそういった注意を呼びかけるいろんな印刷物でどんなものをつくっているか、ちょっと調べてみましたら、市としてそういう脳卒中にかからないようにするための予防の注意事項というようなもの、塩分を多くとり過ぎないようにとか、いろんなそういったものはありますが、今、田代議員が御指摘になりましたように、いざ発症したときに、本人、あるいは周りの人が気をつけるべきことというようなことについては、いろんな機会に話はしているんだろうと思いますが、やはりその東京都のポスター等の事例は見習うべきものがあるというふうに思いますので、今後、いろいろ市の方におきましても、市民の皆さんに注意を呼びかける、例えば手づくりのようなそういう注意事項を書いたものを広報などと一緒にお配りして、部屋の目につきやすいところにも張っておいていただくとか、そういうような形で、やはり平素の予防を呼びかけると同時に、いざそういうような症状が起きたとき、どんなときが危ないのか、あるいは、そのときにはすぐお医者さんにかかるというようなことについての注意事項を書いたものというのは非常に必要だというふうに思いますので、今後、そうしたことも実施をしてみたいというふうに考えております。

(3番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田代はつ江君。

○3番（田代はつ江君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、同じ健康、予防のところで、次の2点目ですけれども、先日、中日新聞の「岐阜の病院、つなごう医療」という連載の中で、郡上市民病院が紹介されていました。そこで院長が、岐阜大学の協力で、産婦人科も含め常勤医がふえてきているが、2次医療を地域で完結できる病院として、さらに脳神経外科や循環器、呼吸器系の常勤医の充実を図りたいと語っていただきました。

県では、来年度中にドクターヘリの導入も決定されました。ドクターヘリとは、医師と看護師が乗り込んで、半径100キロ以内の30分以内で現場に到着。移動中に治療が開始でき、救命率向上や後遺症の軽減に大きな効果が期待されるというものです。

このように、早く有効な治療が受けられる環境が整うことは、医療費の抑制はもちろんのこと、ひいては国民健康保険税などの負担の軽減にもつながるものであり、行政にとっても市民にとってもありがたいことだと思います。多くの市民の声として、郡上市民病院には脳神経外科の常勤医の配置を一刻も早く実現していただきたいと思いますが、将来性についてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） ただいまお話がございましたように、脳卒中の治療には一刻を争うということからしますと、市民病院にぜひとも脳神経外科の常勤医が欲しいということは、そのとおりでございます。

従来から市民病院におきましては、医師の供給を行っていただいております岐阜大学の方に、ぜひとも常勤医を派遣していただきたいという強いお願いをいたしているところであります。ただ、郡上市におきましては、先ほどお話がございました、山川先生お勤めの鷺見病院の方で、現在脳神経外科、常勤3名、非常勤1名という体制が整えられております。郡上市市民病院においては非常勤が2名ということで、それぞれ週に月曜日の午前と木曜日の午後という形で来ていただいているという状態でございます。どちらの病院も、主としてその医師の派遣を岐阜大学の医学部にお願いをしているということから、なかなか郡上市のこの人口規模において、たくさんの方の脳神経外科医を常勤として派遣することは非常に困難であるというお話をお伺いしております。すぐ手術等に対応できるためには、1人では対応できませんので、複数要るわけですが、現在、市民病院において、複数ということでなくとも、せめて常時専門の神経外科のお医者さんが1人常勤しておっていただくと、非常にまたその対応が違うというふうに思っておりますが、引き続き努力はしてまいりたいというふうに思っております。

今、岐阜大学の医学部におきましては、地域のお医者さんが不足をするということを懸念して、国全体の政策であります、医学部の入学定員の地域枠というようなものが設けられて、地域の医療に携わる医師を養成するということが進められております。ただ、御承知のように、お医者さん1人を養成するためには10年ぐらいかかるわけですので、即効薬というわけにはいきませんが、そうした情勢も踏まえながら、今後も市民病院における脳神経外科の常勤医の派遣については、引き続き努力をしてまいりたいというふうに考えております。

（3番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 田代はつ江君。

○3番（田代はつ江君） 大変医師不足の中、御努力をしてみえますので、今後ともどうかよろしく願いいたします。

では、3点目に入りたいと思います。

火災予防と初期消火についてというところで、これは1番、2番と続けてお聞きしたいと思います。

初期消火に欠かせない消火器、郡上市の場合、その普及率はほぼ100%と考えてもいいでしょうか。

さて、その消火器による事故がたびたび報道されています。容器の劣化による爆発事故ですが、決して他人事ではないと思います。購入しただけで、そばに置いてあるだけで何となく安心してしまい、耐用年数や使用期限が定められているにもかかわらず、特段気にもしないで置いたままにしているのは、我が家だけではないと思います。赤色の一般の消火器の耐用年数は8年、赤色以外の小型消火器、いわゆる住宅用消火器では5年とされています。また、いざというとき、消火器の役目がこれで果たせるのかと思うほど油とほこりにまみれたものや、さびついてしまいレバーが動かないようなものも目にしたこともあります。ちなみに、この機会に我が家の消火器2台を点検しましたら、8年前に購入したものでした。

以前は、地域の消防団の方が点検に巡回してくださり、必要に応じて詰めかえなども行ってくださった時代もありましたが、昨今では、消火器を取り扱うお店もあちこちにできました。お仕事をもちながら、地域の方が安心して暮らせるように、日夜防火活動に、訓練にと御尽力いただいている消防団員の皆様にこれ以上の御負担があってはならないと思いますので、その対策は、家庭であり、地域であると思います。とはいうものの、意識がないという実態も否認しません。広報啓発は、行政サイドからの一声が必要だと思いますので、郡上市における消火器の設置と管理の実態、並びに行政としての指導方針についてお聞かせいただきたいと思います。またあわせて、平成23年までに設置が義務づけられている住宅用火災警報器の設置状況並びにその普及方針についてもお伺いしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 答弁を求めます。

川島消防長。

○消防長（川島和美君） それでは、消火器の設置状況と管理実態についてお話しします。

家庭における消火器の設置率及び管理実態については把握しておりませんが、今までに自治会、消防団、及び女性防火クラブなどを通じて、消火器の共同購入や市民みずからが購入されるなど、家庭における消火器の設置率はかなり高いと思います。消火器の管理については、購入後、適正に維持されているケースは少なく、購入したままになっていることが予想されます。こうした管理実態から、消火器の住民に対する指導が必要となってきます。

昨年の9月、大阪市において、小学生が消火器の破裂により大けがをするなど、事故が全国で多発したため、市ケーブルテレビ文字放送、ホームページ、及び11月の広報「郡上」、それから本年3月から2週間、市ケーブルテレビ、行政情報番組で、消火器の安全管理についてなどで消火器の適切な維持管理、及び不要になった消火器の廃棄方法について広報啓発を実施しました。今後も機会をとらえて、正しい消火器の取り扱いについてPRを実施していきます。

老朽化消火器の破裂事故は、すべてが加圧式の消火器となっていますが、この消火器は、レバーを操作することにより容器内の加圧ボンベに穴があき、その圧力により消火薬剤を放出す

るものです。放出時には2メガパスカル、前の単位で言いますと20キログラム／平方センチメートルの高い圧力が発生します。そのため、消火器の腐食などがあった場合は、破裂事故につながる可能性が高くなっています。

今後、家庭には、加圧式消火器でなく蓄圧式の住宅用消火器や、簡易消火用具などの設置を推進するよう検討を進めています。この蓄圧式の住宅用消火器とは、住宅における使用に適した構造及び性能を有するもので、消火薬剤を再充電できない構造で、放出時の圧力は0.7メガパスカル、前の単位で言いますと7キログラム／平方センチメートルと低くなっております。簡易消火用具とは、エアゾール式消火用具などで、てんぷら火災など、出火箇所を限定して使用するものです。

次に、住宅用火災警報器の設置状況についてですが、平成21年1月に、郡上市住宅用火災警報器設置推進計画を策定して、既存住宅への早期の住宅火災警報器の設置推進を行っております。この計画では、消防機関のみならず、消防団、女性防火クラブ、自治会、並びに市関係部局と情報の共有及び連携を図り、取り組む計画となっております。既存住宅への住宅用火災警報器設置義務化の期限であります平成23年5月末までの市全体の目標設置率を80%以上と定めております。平成22年3月末現在の市全体の推計設置率は53.1%となっております。ちなみに、昨年12月時点での全国の設置率は52%、それから岐阜県の設置率は35%で、これに比べ、郡上市の設置率は高くなっております。

住警器の普及活動については、市広報紙での住警器の特集記事を2回掲載、市ケーブルテレビを利用した住警器設置番組を2回放送、市内中学生から募集した住警器ポスターを200枚作成して市内の主要な施設及び消防団詰所等に掲示して、広報活動を実施しました。平成21年12月には、市内八幡町小野Aコープで、また、本年3月には、春の火災予防運動期間中に、めいほうスキー場において街頭PRを行いました。今年度は、日本防火協会からの助成金、支援金等を活用して、懸垂幕、桃太郎旗等を作成、それと、市内主要イベントに参加して啓発活動、無作為抽出方式による住警器のアンケート調査、ケーブルテレビの企画放送、及び広報紙の特集記事を予定しております。また、現在実施中である消防団による住宅用火災警報器の設置義務ステッカーの配布に伴う設置調査結果から、設置が進んでいない地区、自治会についてを重点設置推進地区と位置づけて、各所で強力な設置推進活動を行う予定であります。以上です。

(3番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田代はつ江君。

○3番（田代はつ江君） ありがとうございます。

時間がありませんので、ちょっとお聞きしたいことがあったんですけども、また教えていただきたいと思います。とりあえず、ケーブルテレビでいろいろ広報活動を行っていただき

るようですので、続けてお願いしたいと思います。

最後のところは、女性の健康を守るというところでお聞きをしたいと思いますが、これは簡単にお願ひいたします。

既に3月議会において質問しましたが、その後も市民の皆さんの関心が高く、なおかつテレビの番組でも、子宮頸がん予防ワクチンの重要性は毎日のように報道されています。唯一予防が可能ながんとして、本当に大事なことだと思います。公費助成を表明する自治体も広がってきています。その後、郡上市としても真剣に考えてくださっているのかどうかを簡単にお聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 答弁を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 子宮頸がんのワクチンの関係でありますけれども、今、議員申されましたように、3月の定例議会でも御質問をいただきまして、そのときには、ワクチンが昨年の10月に薬事法によりまして承認されたというようなことであります。郡上市の中で、残念ながら4年間で8名の方が亡くなられたというようなお話もさせていただきました。

議員、今お話がありましたように、その後2ヵ月、3ヵ月たったわけでございますが、全国的には、6月4日現在ということで、全国の自治体は1,747ございますけれども、61の自治体で、公費による、全額・一部はございますけれども、実施をされているという状況でございます。県内におきましては、大垣市さんを初め7市町村が、1回当たり4,000円から8,000円というような形の中で助成をされておりますが、4月からは四つの市町におきまして公費負担がされておるのが実態でございます。その後につきましては、7月等の予定というようなことをお聞きしております。

3月の議会でもお話しさせていただきましたが、このような状況を、いろいろまだ情報収集をしておる最中でございますけれども、本議会におきましても議員提案というような中で、子宮頸がん撲滅のための施策を求める決議というようなことが提案をされている状況でございますけれども、また、さきに開催されました第80回の全国市長会の方におきましても、予防接種法に基づく定期接種化及び費用については全額公費負担にするように財政措置を講ずるというようなことで、全国市長会の方も国の方に要望されておるというような状況でございます。まだワクチンの効果ということでは、このワクチンをつくっております会社が、おおむね6.4年ぐらいでないとか、まだいろいろそういう治療につきましても効果的なことがはっきりわかっておりませんものですから、8年でというようなことを言われておる場合もありますし、推計的には20年、この予防ワクチンが効くということと言われておったり、まだ確定、不確定なところがあると思いますけれども、今後、今議員がおっしゃいましたように、全国的な動向を

見ながら前向きに検討をしていきたいというふうに考えております。

ただ、前回もお話ししましたように、がん検診の方もぜひしていただきたいと思ひますし、このことは、若年層に対します正しい性知識の普及ということも兼ね合わせてやっていかなければならないというふうに思っております。しかしながら、早期発見が自分の命を守ることが大切だということにつながっていきますので、市としても前向きに検討していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(3番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 田代はつ江君。

○3番(田代はつ江君) ありがとうございます。

以上で一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(池田喜八郎君) 以上で、田代はつ江君の質問を終了いたします。

---

◇ 山 田 忠 平 君

○議長(池田喜八郎君) 続きまして、7番 山田忠平君の質問を許可いたします。

7番 山田忠平君。

○7番(山田忠平君) おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1点目であります。危機管理体制ということで通告をいたしております。

危機管理ということは、市民、行政のすることにとって、市民の安心・安全、特に大きなことにつながることでありまして、しっかりとそういう体制を整えるべきであると思ひますが、特に国におきましては、昨年、インフルエンザの発生、あるいは、ことし4月に宮崎県内で発生しました家畜の口蹄疫の感染、これは政府の農水省の初動対応にいろいろと問題視がされている発言もあるところでありますが、このことは非常に大きな問題であり、6月4日、一部鎮静化というようなことで、家畜の移動解除もなされておったところでもありますけれども、6月10日、約50キロ離れた都城市においてまた感染したということでもあります。畜産県の、特に大きな隣の鹿児島県においても緊張が今走っているところでもあります。約1万5,000頭ぐらいになるんですか、殺処分する2万頭に近いような非常に大きな、それも土中に埋めるというようなことで、宮崎県の皆さんには想像を絶するような被害であり、心からお見舞いを申し上げて、これは国が、補償対象についてはそれぞれの法的なことを持ったり、取り組みをされておるところであります。とにかく一日も早い終息が望まれるところでもあります。郡上市におきましても、情報の収集、あるいは対策、そして早期取り組みが現状にされたことをお伺いし、

御案内のとおりであります。こういったことの感染ルートにつきましては、飼料とか鳥とか、あるいは自然環境によります黄砂に乗ってくるとか、いろんなことが言われておまして、世界的な広がりにも随分神経をとがらすようなことではありますが、まず1点、市の予防体制と現状、特に留意すべき点についてお伺いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君の質問に答弁を求めます。

服部農林水産部長。

○農林水産部長（服部正光君） 今、口蹄疫の御質問でございます。

今議員言われましたように、4月20日、宮崎県の東部の方で口蹄疫という伝染病が感染して拡大が続いております。その中でも、まだ終息していないというのが現状でございます。その宮崎県の中でも、1市においては、6月4日、37日ぶりに移動制限が解除されたということでございます。この解除されたところにおいて、症状の確認から防疫体制等々の措置の終了までが平均1日という、非常に敏速に行われまして、それが移動制限解除につながったのではないかと考えております。そのためにも、やはり市としても初動防疫の対応の早さが非常に重要ではないかと考えております。

そこで、口蹄疫に対する郡上市の対応ということでございますが、これについて、まず第1はウイルスの侵入の阻止をしていきたいと。また第2においては、発病が疑われた事例が発生した場合は、速やかに初動防疫体制の確立をしていくことが大事ではないかということで、5月21日でございますが、郡上市の口蹄疫の対策本部を設置しております。

そこで、ウイルスの侵入阻止に向けての対応ということで、特に畜産農家に対しての対応でございますが、発生地域周辺から導入した牛につきましては、観察、監視活動を行ってございます。また、当分の間、県外からの牛の導入等の現在停止をしてございます。また、それと畜産農家への発生地域及び周辺への旅行の自粛をお願いしてございます。それと、消石灰等の畜産進入道への散布による進入車両等の消毒でございます。また、関係者以外の畜産舎への入場制限とか、関係者の入場の際の専用長靴、またつなぎ服への交換とか、消毒槽の使用と、また、家族を含めて特定多数の方と接触があった場合は、うがい、手洗いとか、着がえ等々の徹底を行っていただくというようなことを農家と連携しております。また、各協力団体と連携しながら、消毒薬の助成、また立入禁止看板の配布とか、長靴消毒槽、防護服の無料配布を実施しておるといってございます。

それと、一般市民に対しての対応でございますが、やはり市民の皆様へ、発生地域及びその周辺への旅行の際の注意喚起、また、不必要な畜産農家への訪問自粛を周知するために、6月の広報の別刷り、またホームページ等々でいろいろ協力をお願いしてございます。また、文字放送とかケーブルテレビ等々でも放送を行っております。特に公共施設等の入り口には、旅



行者向けに注意喚起用のポスターとか、そういうものの掲示をしておるといことと、またイベント等がございましたら、そのお願いのチラシの周知活動を行っておるといこととでございます。

また第2点目の初動防疫体制の確立ということとでございますが、やはり畜産農家の方へ口蹄疫の症状を周知して、まず早期に異常を見つけていただくと。そういう異常が見つかった場合においては、恐れることなく農家の方が早急に報告をしていただくといことを、まず連携を図ってございます。

それともう1点、もしそういう感染が見られた場合どうい対応をするかといことと、今現在、まず埋却地の確保が初動体制にとつて非常に重要であると考えております。そこで、やはり各畜産農家の方の埋却予定地の確保を前提に、確保不能な農家の方には、やはり市の複数の埋却可能地を調査、選定することを今進めてございます。

このように、特にこの口蹄疫については、初動体制といのは非常に重要になってこようかなと思っておりますので、県のマニュアルとか、また県、市、関係団体が連携を図って対処していきたいと思っております。特に現段階では、やはり郡上市としては、感染しないように、対策本部としても全力を尽くしていきたいといふうと考えております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 山田忠平君。

○7番(山田忠平君) 対応をよろしく。特に市内におきましては、畜産農家が91戸ほど、それから牛、豚、羊等、約8,500頭の、郡上には頭数があるようでございますが、こういったことが万が一発生しますと、非常に壊滅的な打撃を受けるおそれがありますので、今後ともしっかりとした対応を望んでおきます。

また昨日、福井県の方で震度5といような地震が発生いたしました。幸いにして大きな被害もなく、少しのことでありましたけれども、災害は忘れたころにやってくるといようなことも含めながら、そういったときの有事の対応、そのことについての市の体制でありますけれども、特にこれから迎える梅雨期、風水害の災害時期にも当たります。そういった中での市内の体制、また、郡上市の広い面積で地域別のしっかりした責任者、もちろん組んでおみえと思っておりますが、そういったことの対応、担当を含めたことの内容をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(池田喜八郎君) 山田総務部長。

○総務部長(山田訓男君) 災害への対応につきまして御答弁を申し上げたいと思っております。

この地方にも、昨日ですか、梅雨の宣言がなされたところとございますが、このところのやはり局地的なゲリラ豪雨でありますとか、台風の風水害の備えといことと、これからそうい

う時期を迎え、懸念されるわけなんですけれども、関係部局と連携を密にしながら対応をしていきたいというふうに考えますので、まずよろしくお願いをしたいと思います。

それで、この災害への備えと申しますか、対応でございますが、災害が発生し、あるいはおそれのあるときに、市長の指示に基づきまして、防災計画に基づき災害対策本部を設置するという運びになってございます。この本部の対応ですが、本庁に本部体制、それから、それぞれの六つの支所には支部を置くということで、万一の災害に備えるということにしております。

特に郡上市は県土の1割ということで非常に面積が多いということで、六つの支部でございますけれども、こちらには支部長としまして振興事務所長が当たり、副支部長には振興事務所の副所長が当たるという体制で取り組んでございます。そして、その下には総務班、救護班、活動班、消防班といった四つの組織を持って万全を期すということで臨むこととしてございます。

それから、これの指揮監督と申しますか、命令系統も非常に大事になるわけなんですけれども、この監督に当たりましては、本部長である市長がそのトップということは変わりはありませんけれども、この支部が立ち上がりますと、その本部長の権限が支部長に移譲するようになってございます。避難の勧告でありますとか、あるいは警戒区域の設置でありますとか、こういった急を要する項目につきまして、特に本部長とそういう協議の間もないという案件につきましては、支部長のサイドでそういう取り決めができるという仕組みにし、万全を期すということになってございます。

なお、この八幡地域の対応でございますけれども、昨年度から組織の改編で、八幡地域が本庁へ一括と申しますか、対応になってございます。そのかわりといったら何ですが、総務部の中に八幡の救護班、あるいは活動班、消防班と総務班を含めまして四つの同様の組織を置き、体制をとるということで取り組んでございます。

そして、これ以外の対応を、今、口蹄疫等もございまして、自然災害以外ですが、昨年の新型インフルエンザでありますとか、あるいは今日問題となっております口蹄疫でありますとか、等々の緊急事態につきましては、担当部長を事務局にしまして対策本部を構築し、万全を期すということで取り組んでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） それぞれの組織をしっかりと統括しながら、特にこのことは市長を中心に全司令が出ると申しますので、市長の敏速的な判断、あるいは統括的な指揮と申しますか、そのことが重要視されますので、市長の方にもぜひ、御答弁と申してはどうかと思いますが、

お考えがあればひとつお聞かせいただきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 特に災害対策等におきましては、市長としての責任が非常に大きいというふうに思っておりますが、非常に広い区域でもございますので、ただいま総務部長が申し上げましたように、本庁の災害対策本部以外にそれぞれの振興事務所単位に支部を設けることとし、そして、支部長であります振興事務所長は、本来は本部長である市長の指揮命令に従って対応するというところでございますけれども、先ほど申し上げましたように、そうしたいとまがないときには、支部長である振興事務所長が必要な措置がとれるようにということの授權をしておりますので、そうした形で常日ごろから対応ができるように十分連携を図ってまいりたいと思いますし、所長にはそのように要請をしてまいりたいというふうに考えております。

（7 番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君。

○7 番（山田忠平君） 2 点目に、介護制度の現状ということで質問をいたします。

先ほどの3 番議員からもいろいろ質問がありましたが、認知症といいますか、そんな方には、65歳、全国で200万とも言われるような数字が、どこかで一応ちょっと聞いたことがありますけれども、介護の関係につきましては、非常に社会保障の中でも大きなお金もかかり、また介護保険のそれぞれの国民、市民に負担が課せられるところでもありますけれども、今、特に日本の家族制度の崩壊、それによって家族の中のきずなというようなことが、これは子どもの教育からも含めていろんな形で問われるところでもありますけれども、かといって、少子・高齢化の中でそういった家族のことがどう対応されていくのかということが、いろいろとやっぱり問題視されるところでありますが、入所施設はどんどんできればいいというばかりではないと思います。これもやっぱりそのような施設ができれば、将来のことも踏まえながら、その負担はやはり介護保険の方に回ってきますし、それから、かといって少ないようであれば、本当にその入所施設を使う皆さんにとってはそういう施設がないというようなことの非常に厳しいこととなりますので、その辺の数字といいますか、いろんなことが考えられるわけではありますが、現在の状況だけ、入所の待機者の実態とか、それから在宅介護をやってみえる家庭等々の現状を答弁いただきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 答弁を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 介護保険制度ができてからというよりも、介護の問題というのはずっと歴史的な問題であろうかというふうに思っておりますけど、今御質問がございました、最初に郡上市の実態といいますか、入所待機者の方々の実態を含めてということでご

ございましたので、現状だけ御説明させていただきます。

最初に、22年の3月という時点でございますが、介護認定を受けておられる方は、7段階あるわけですが、2,127名の方でございます。そのうち特別養護老人ホームの方へ入所されてみえます方が218名でございますが、これは市内と市外の施設もございまして、若干延べ数としては218ということで定員を上回っております。

それから施設的には、特養、いわゆる特別養護老人ホームにつきましては3施設ございますが、ベッド数につきましては205ということですが、先ほど言いました218と205と違うのは、郡上市外の方の施設もあるということでございます。

それで、入所の待機者ということですが、これは昨年の6月ということでちょっと恐縮でございますけど、調査した時点では待機者は439名ということで、1年以内にとにかく入りたいという希望者は173名の方でございます。そのうち在宅、病院とかに入ってみえる方も見えてきて、在宅で待機者は65名というような数字を現在つかんでございます。

そういう実態の中で、市としましては、第4期の介護保険の事業計画の中で119床の施設整備計画を策定させていただきまして、特定入所者、いわゆる有料老人ホームにつきましては20床でございますし、特別養護老人ホームにつきましては70床、それから介護専用型の特定施設として29床というようなことで計画を上げさせていただきましたが、いずれにしても、市が直営でつくるということではなく、民間の方々の法人等につくっていくことでの計画でございます。

なお、第5期の24年から26年につきましては、今議員からお話しありましたように、施設をたくさんつくればいいということではございませんので、そういうやむを得ん待機の方々の実態もさらに把握しながら、いわゆる在宅福祉サービスの中でも支援できるものは支援していきたいという考え方の中で、今後の第5期事業計画の方につきましては、今、そういうことを踏まえながら調査をしておるといった実態でございますので、よろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） わかりました。

介護のことについての今後の課題を特に思うんですけども、全員の方がもちろん入所、あるいはいろんなことができるはずありませんし、またそれがいろんな経済的な負担にもかかってくるというようなことではございますが、やはり介護保険制度ができ、その中でいかに老後の御不自由な皆さんをどう介護していくかということについての問題がいろいろとあるところではございますけれども、特に在宅介護については、やはりそれは家族の皆さんで見られればぜひとも家庭の中で、以前は命の誕生から最終の終えんまでを家庭でというようなことがありました

けれども、今、そのようなことはほとんどありません。病院でということではありますが、やはりそのときになってみなけりゃ、我々もこれから行く道でありますけれども、わからないと思いますが、やはり家族と一緒に、家族に見守られながらというようなことが、恐らく精神的、あるいは情緒的にこういうところでないかと思いますが、そういった中で、やっぱり懸命に在宅介護で頑張ってみえる方も本当にあるわけでありまして。そして、そのことについては、市としても、前は3,000円でありましたけれども、月5,000円というようなことの市単独の支援制度もあるようではありますが、特にやっぱり家族、介護してみえる方については、一番負担なのは何かと聞いてみますと、やはり体力のこともありますが、精神面のこと、それから次に経済面のことがあろうと思いますので、やっぱりその辺のことをいかに軽くといえますか、サポートしていくかということが、それが、ケアマネジャーも含めて在宅にいろんなサービスをしていただくことがずうっと取り組みをされておる、本当に重要だと思います。

けど、やっぱりまたそういった中で、介護度によりましてけれども、なかなかそういう情報もまだわからない人も随分、行政としてやっているわけですが、やっぱりそういった支援制度の受けられることをしっかりと広報をしていって、そういった方が精神的にいろんな形で救われるような、あるいはまた経済的にも多少の、本来であれば介護保険制度の中からでももう少し在宅介護をされる方に介護度に合わせながら経済的負担がしてもらえると本当はいいんですけども、なかなかそういった制度はまだ今はなっておりません。だから、そうなれば、やはり入所施設に入ってもらって、そしてまたその入所することによっての経済的なことで非常に苦しいかな、また家族みんなで働きに出るというようなこともありますので、そのようなことができないかというようなことを特に思うんですけども、いろいろ一端のことができないと思いますけれども、これから特にまだまだ介護関係のことがふえる状況にあります。そのような方向にもぜひともできる限りの取り組みが必要だと思いますが、市長のお考えも伺いながら、お願いをしておきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） 大変要介護者がたくさんふえる中で、先ほど布田部長が申しあげましたように、一方で施設での介護というのが非常に必要となっております。必要な部分について、この第4期の介護保険事業計画の中で対応してまいりたいと思いますが、ただいまお話がございましたように、在宅で介護してみえる方もたくさんいらっしゃるわけですし、そうした方々に対してできるだけ介護をしている方が倒れてしまうというようなことのないように配慮をしていく必要があると思います。

先ほどお話のございました、この寝たきり高齢者等の介護者の慰労金の支給事業でございま

すが、現在294名の方に、当初3,000円でしたが、やはり2,000円引き上げまして、これは前は5,000円ぐらいだったんですけれども、県の補助金がなくなったことによって3,000円になっていたものを再び5,000円という形で、その労に報いるということでやっているわけでございます。

そのほか、やはり在宅介護といっても、365日24時間在宅介護でお願いするということは、非常にこの介護する人の負担になりますので、やはり通所、デイサービスであるとか、あるいはショートステイであるとかというようなことをやはり組み合わせながら、体力面でも精神面でも、介護する人の支援をしていくと、そうした面に今後とも十分配慮してまいりたいというふうに考えております。

(7番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） 続きまして、3点目の政府の施策に関する質問であります。特に国の政府の動きによっては、市のいろんな事業に大きな影響を与えるところであります。

新政権、鳩山政権でありますけれども、国民の大きな期待と申しますか、そんなことを受けながら、昨年、政権交代をしたわけでありまして。ところが、政治と金、それから安全保障に対する普天間をめぐる混迷の結果によって鳩山政権は首相が退陣し、菅政権に引き渡されたところであります。菅政権は、ここで所信表明と申しますか、表明の中で強い経済、それから強い財政、強い社会保障というようなことを打ち上げながら取り組みをされておりますが、そういった中では、政権のマニフェスト施策の一部断念とも思われるような、そして財源の裏づけができないというようなことで、増税の話もそこで上がっておるところであります。

そういった中、特にマニフェストの中の子ども手当の問題でありますけれども、このことについては、市もちょうどこの6月から各家庭に支給をされることになっておりますが、その内容についてお聞かせをいただきたいと思っております。

また、自治体の中で、この問題については、市の中で従前の所得制限のあった児童手当に係る負担を負担すると。そして、子ども手当に要する額との差額は、国が児童手当と子ども手当、そういったことで特例交付金によって措置をするということにされておると思うんですが、その辺に対する市に負担がどうなのかということ、市の財政にどんなようなことになっているか。もちろん国の方としては、特例交付金の算定方法について十分配慮をするようなことも言っておりますけれども、今、子ども手当支給に当たっての現状をちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（池田喜八郎君） 答弁を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） ただいま御質問がございました子ども手当の関係でございます。

市の方は、児童手当と同じ6月10日、毎年児童手当は10日ということで、6月、それから12月、2月ということで3回支給をしておりましたけれども、子ども手当の方も、郡上市は6月10日で支給をさせていただきました。祭日とかあれば1日とかずれる場合があります。基本的には6月10日に支給をさせていただきました。6月10日の支給分につきましては、4月、5月が子ども手当で、2月、3月が児童手当という、旧の制度の中での手当の支給ということでございます。

郡上市の対象となる子どもさんの数でございますが、これは出生の方のおおむね300人ぐらいを想定しておりますけれども、仮に、一遍に300人の方が月に生まれるわけではございませんけれども、そういう形で言いますと、6,241人ほどを想定しております、市の方が支払いをする子どもさんの対象者につきましては5,438人、あと、いわゆる国家公務員、我々の地方公務員もそうありますが、国家公務員、警察、消防、そういう公務員関係につきましては市からの支出ということでは対象はなっておりませんので、それぞれの事業所の方からの子ども手当等の支出ということになるかというふうに思います。ただ、子どもさんの出入りがあったりしますので、4月、5月につきましては、金額につきましては1億3,257万4,000円ほど子ども手当ということでは支給をさせていただきました。児童手当が5,513万ほどでございます。その中で実はまだ未申請の方、いわゆるお願いをしておりましたけれども、未申請の方が114名ほど見えますので、この方々につきましては、9月までに申請を改めてしていただければさかのぼって申請ができるということでございますので、我々の方から、今未申請の方はわかっておりますので、申請をしていただくようお願いをしておるところでございます。

それから財源につきましてですけれども、これは地方自治体につきましては、いわゆる児童手当分だけ地方については負担していただければ結構だということで、当初は全額国が見るといようなお話もあったわけでありまして、結果的には郡上市につきましても従来の児童手当分の負担率だけ出させていただくということで、あとの所得制限外でありますとか、対象が中学校までふえておりますので、その分は国の方の特例交付金の方で見ただけということでございます。

それから、このことに関しまして、いわゆる事務的なことでいろいろ経費がかかるんじゃないかというようなことがございましたが、先般、補正もさせていただきましたが、システムの開発の168万ほど予算化をしましたが、これは全額、10分の10ということで国から見ただけですし、今年度の事務費の予算で129万3,000円ほど計上しておりますけれども、手当をする通知の郵送代でございますとか、システムの保守料等々、これも10分の10、国の方で見ただけというようなことでございますので、よろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） 先ほど、たしか6月10日から支給をしているという話を聞きましたね。

それで、口座振替でやっているように聞いたところでもありますけれども、事務的な負担についても、いろんなことについて円滑に行われておりますよということで御報告がありました。特にこのことについては、新政権においても、あるいは今の菅政権においても、来年のことについては全く予測が立たない財源のことでもあります。

そういった中での税金の使い道でありますけれども、実は市においても給食費の滞納が随分あるわけですが、そういったことについての、ある自治体においては、窓口で現金を払いながら、給食費滞納について保護者をお願いをしているということで、そういった実績を上げているということもあります。もちろん天引きをするようなことはできませんし、それを差し押さえることもできませんので、やはり保護者の道義的といいますか、しっかりした取り組みは必要だと思いますけれども、やっぱり郡上市においても、本当に困ってみえる方で払えない方も見えると思いますけれども、やはり払える状況の中でないかと思われる方については、今子ども手当がせっかくこういったことで支給されるのであれば、そういったことを市の対応をどうされているのか、考えがあるのかを含めて、これは担当部ですか、市長ですか、お答えいただきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 答弁を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 今の御質問の中で給食費ということが出ましたけれども、子ども手当という大きなとらえ方でちょっと私の方から答弁をさせていただきたいと思います。

御承知のように子ども手当法の中の、いわゆる受給権の保護ということと同時に、受給者の責務ということがございまして、今まさに1点は受給者の責務ということで、この子ども手当が、子どもさんのために使う手当であるということとございます。

それで、ちょうどこの22年度子ども手当の現況届、こういうパンフレットがあるわけですが、その一番後ろのところに、この子ども手当趣旨の御理解をお願いしますという、こういう欄がございます。ちょっとここを読ませていただきますと、「なお、万が一、子どもの育ちにかかわる費用である学校給食費や保育料等を滞納しながら、子ども手当が子どもの健やかな育ちと関係のない用途に用いられることは、法の趣旨にそぐいません。子ども手当の趣旨について十分御理解いただきますようよろしくお願いいたします」というようなこと、これはいわゆる受給者の方の責務ということで、このお金は子どもさんのために使ってくださいと、こういうことを国も申し上げておるところでございます。それと同時に受給者の保護ということで、



これは子ども手当法の第14条の中で、「子ども手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、または差し押さえることができない」と、こういうふうになってございます。

それで、このことを含めながら郡上市の方で、私の方は健康福祉部というサイドで、これは児童手当のときもそうでしたけれども、やはり保育料の滞納ということで、大体100名ぐらいの方が滞納ということがございます。滞納につきましては、経済的になかなか苦しいというようなことでの滞納もあり、いろんな原因があろうかというふうに思いますけれども、健康福祉部の方では、それぞれの方々には今の責務の中で保育料を払っていただきたいという願いの中で、保育者の方々の同意をとりながら口座振替への変更をお願いして、少ない人数ではございますけれども、同意を得た方だけは保育料の方に払っていただいておりますようにございます。

なお、学校給食の方でございますが、学校給食の方につきましては、まだ国の方針が特に示されていないという現状の中で、特段まだ検討は行っておられんようでございますけれども、今後は子ども手当の振込口座と給食費の引き落とし口座と同一にさせていただくようお願いを保護者の方にさせていただきたいというようなことを検討されておるということでございますので、よろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 山田忠平君。

○7番(山田忠平君) 今の答弁を聞きますと、なかなか積極的にそういう保護者に対してこのことは話がないようなことでありますが、そう受けとめていいんですね。後でまた1点、まとめて、市長を含めて答弁をいただきますけれども、やはり今財政も厳しい、また子ども手当、あるいは高校の無償化も含めて、こういった子育て支援の中で行われておる中では、やはりこれも大きな税金の使い道でありますので、やはりそういった中でしっかりと親の責任といえますか、保護者の責任を果たすためには、やはりそういうものをいただけるのであれば、学校の給食費等を含めてもしっかりと理解を示していただくことが重要じゃないかと思っておりますので、ぜひまたちょっと取り組みをと思います。

それと、時間的なことがありますので、特に先ほどの菅政府の新政府の中での、あるいは財政再建策と、それから子ども手当の関係、これは子育ての関係、それから高速の新制度のことについてであります。特に国直轄の事業に対する道路交通網等の整備のことについて、郡上市内の事業は現状どうなっているか、過日、新聞で、これは6月11日でしたか、「しわ寄せは地方に」ということで、「東海北陸道の4車線化、振り回され」というようなことで記事も出ておりますが、現状のことをお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長(池田喜八郎君) 答弁を求めます。

井上建設部長。

○建設部長（井上保彦君） それでは、お答えをいたします。

まず東海北陸自動車道の4車線化ですけれども、これにつきましては、高速道路の割引料金を見直しまして、これによって捻出される財源を道路の建設時に充てるということになっておりましたが、これを行うためには法改正が必要ということでございますが、今国会ではどうも成立がまだ不透明ということでありまして、4車線化の事業につきましては今後どうなるのか、現段階では不明でございます。また、直轄の国道等につきましても、昨年末に予算縮減の関係から凍結等の話が出ておりましたけれども、これにつきましては、幸いにして郡上市内におきましては予定どおり実行されるということで、一安心をしております。ただ、予算規模につきましては、国の全体的な予算縮減の傾向から、ものによっては減ったものもございます。ただ、例えば大和改良なんかにつきますと、当初予算ベースでいきますと若干ふえておるといような状況でございまして、直轄国道に関しましては、明確に政権交代によって大きく落ち込んだとかというようなことはございませんが、全体の中で減額される部分は出てきているというふうに思います。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） それでは、最後にこのまとめを含めて、財政の問題、それから子育ての関係のことも含めて、また公共事業に対することも含めながら、市長のまとめの考えを伺っておきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 子ども手当につきましては、部長の方から答弁申し上げましたように、その手当の趣旨は法に説かれておるけれども、強制的にこちらの方で相手の承諾なしに相殺をして渡すとかということはできないという形になっているということで、今、そうしたことについて御了解のいただける方には、少数であります。そうした御協力をいただいているということで、これは一つの自治体としての努力ということでやってまいりたいというふうに思っておりますが、もっと根本的には、やはり先般の全国市長会においても、子ども手当については、そうした趣旨からすれば、本来、保護者が納めていただくべき保育料や学校給食費等については、やはり制度的に相殺等をしていただけるような法的措置を講じていただくのが必要ではないかという御意見を政府に対して申し上げているところでございます。

また、非常に財政的に厳しい中でありまして、やはり将来の恒常的な財源の不安を持ったまま、いわばそうした財源も子どもたちが将来にそれを負担をするというような形でこの子ども手当の増額のみを目標として政策を進めるということについては、私は個人的にはいかなる

のかというふうに思っております。むしろ、そうした財源の中、最近少しそういう議論がされておるようですけれども、一定の自治体が、そうした子育て支援のために裁量的に使える財源として付与していただくというようなことがやはり必要なのではないかというふうに思っております。

公共事業等の推進につきましては、東海北陸自動車道の4車線化については、いわば二転、三転しているというような感じでございますけれども、引き続き早期の推進を求めて要望活動等を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（池田喜八郎君） 以上で、山田忠平君の質問は終了いたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分を予定いたします。

（午前10時54分）

---

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時09分）

---

◇ 美谷添 生 君

○議長（池田喜八郎君） 19番 美谷添生君の質問を許可いたします。

19番 美谷添生君。

○19番（美谷添 生君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

一問一答初デビューでございますので、お手やわらかによりしくお願いをいたします。

まず質問に入る前に、先ほど田代議員の方からもございましたが、きのう、おとといと全国豊かな海づくり大会、大変心配をされました天候にも恵まれまして、大変有意義な会が催され、私もレセプション、そして本大会へと出席をさせていただきまして、大変感激をいたしました。天皇陛下の行幸というのは大変なことだなあとということを身をもって感じさせていただきました。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、地上デジタル放送完全移行後の対応ということについてでございますが、これは、来年の7月24日をもって地上アナログ放送が停波されるということで、従来のアナログテレビではもう見られなくなるということではありますが、このことは、高齢者は特にまだまだそのことが理解されていないというようなこともあろうかと思えますし、不安を感じておられるというふうに思います。

そこで、使用可能なアナログ受信機を地上アナログ放送の停波後も継続して使用したいとい

う多くの要望、そして、2台目、3台目を含むアナログ受信機、これの買いかえに要する負担、それから、それを廃棄する、またはリサイクル等の負担というようなことも考慮をされまして、総務省におかれましては、ことし2月19日付をもって、ケーブルテレビにおけるデジ・アナ変換の臨時的導入ということをケーブルテレビ事業者に要請をされたというふうに聞いておりますが、このことについては御承知のことと存じます。

要請内容につきましては、一つはデジ・アナ変換の暫定的な導入ということで、地上デジタル放送への移行や、地上アナログ放送終了のための環境を整備する点から、デジ・アナ変換の暫定的導入について検討をすることということ、それから二つ目には、デジ・アナ変換をしない場合の対応について、三つ目には、デジ・アナ変換の導入等に対する対応の方針を調査するというような、この3点をケーブルテレビ事業者に対して要請があったというように聞いておるところでございます。

そこで、デジ・アナ変換ということでございますけれども、これはケーブルテレビのヘッドエンド、つまり、テレビ局において地上デジタル放送をアナログ方式に変換して再送信をするということでございます。つまり、今まで見ておったアナログの普通のテレビがそのまま見られるという措置でございます。

そこで、現在、郡上市では、デジタルテレビの普及率はどのぐらいであるか、また、アナログテレビはまだどのぐらいの人が何台ぐらい見ておられるかということについてお聞きをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 美谷添生君の質問に答弁を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず一つ目でございます。デジタルテレビの普及率と、こういう御質問ですが、これにつきましては、国におかれましても、この数年来の普及啓発事業の追跡調査を行っておられます。地上デジタル放送に関する浸透度調査というものがございます。そこで、この5月27日に報道発表された数値を見ますと、昨年春の段階で全国平均が60.7%でございます。これが、秋になりまして69.5%、この22年3月では83.8%と、非常に進んできておる状況が示されております。この中で、岐阜県におきましては、この22年3月段階で全国では3番目の高い水準になっておりますが、88.3%という数字が出ております。郡上市の中で市民を対象にこうした調査を現在行っておりませんので正確には言えませんが、昨年秋段階で、市の関係で740サンプルとりまして、情報課において調べた数字がありますが、このときの数字が、回収率は57%であったということですが、このときの数字が、全国平均が69.5%でしたが、岐阜県が75.6%、これに対しまして、今のサンプル調査でいきますと76%ということで、ほぼ同じよう

な数字で推移をしております。こういうことから推察するところでは、エコポイントの成果もあつたということもあつて、8割半ばを超えておる状況ではないかというふうに見ております。

それから、アナログテレビの利用台数ということを二つ目に御質問でございました。

これにつきましても統計的な調査はありませんが、国の内閣府の消費動向調査によりますと、1世帯当たりでカラーテレビをどれだけ保有されておるかという数字が出ておりました、近年、漸次減ってきておるわけですけれども、最近の数字でいきますと2.14台という数字が出ておりますので、これを郡上市、2台と平均を仮定しまして計算しますと、住民基本台帳の1万4,960世帯、この倍ということになりまして2万9,920台。この中で、先ほどの岐阜県の88%で、1台当たり入っておるといふ仮定をしますと、これを除いた数字ということになりますので、1万3,165台を引きますと1万6,755台ぐらいにはなるんであろうと。これに対しまして、さらに事業所の中、あるいは別荘、さらには外国人の世帯等々は、これはさらにふえるというふうには推察されますので、相当の台数が現在においてもアナログテレビとして各家庭の中で使われておる状況があるというふうには推察をしておるところでございます。

(19番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 美谷添生君。

○19番（美谷添 生君） 今、大変デジタルテレビの普及が進んでおるといふような報告をいただいたわけですがけれども、私はどうも実感として、総台数から見ると、今各家庭に2.3台ということが言われたわけですがけれども、皆さん、自分の家のことをちょっと胸に手を置いて考えていただきますと、寝床にあつたり、居間にあつたり、各子どもの部屋にあつたり、ひとり住まいの人は1台で済むかと思ひますけれども、まだまだ統計的にちょっと甘いといひますか、まだまだ少ないんじゃないかなというふうなことを感じております。

そういたしましても、先ほど申しましたように、来年の7月には停波されるということで、国も多分、調査はしてみたけれども、そう拙速にやると混乱が起きることから暫定的ということで、暫定的というのは3年引き延ばすと。3年といひますか、27年の3月末までというのが暫定期間であるようでございますけれども、それまでには必ず全部やってくださいといふようなことかと思ひます。

そこで、このデジ・アナ変換の導入についてどのようにお考えをされておるか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） ただいま美谷添議員の御指摘のとおり、有線放送事業者に対しましての総務省からの要請がございます。このことにつきましては、まず一つは、ただいまお話しのように、1軒の中でデジタル対応のテレビを入れられたとしても、仮に3台、4台あつて

も1台だけというふうな場合も多いかというふうに思います。そういうことに対しましてのこれは要請でございます。まさにこのデジタル化に対しましての一定の時間をもって円滑に移行をしていくということ、それから、買いかえ等に要する視聴者負担の平準化といいますか、一定の時間、猶予を持つと。リサイクルの平準化、これも先ほど御指摘のとおりでございます。

そういうことを勘案しながら、国の要請に対しまして、郡上のケーブルテレビ放送としましては、これは対応をしていくという方向で現在検討をさせていただいております。既に1次募集があったということですし、7月には第2次募集というものが国において行われるというふうな観測がありますので、来年の7月の停波ということになりますと、この事業自体を今年度のうちに対応をしていくという、そういうふうな時間的な差し迫った問題もございますので、これを進めていくということにつきまして、市長からも指示をいただいております。こういう場合におきましては、国の補助制度を最大限活用しまして、そして、年度途中の対応になった場合におきましては、補正予算の措置につきましてもまた御相談をさせていただくということが起きると思いますけれども、そういうふうなこととしても対応をしていくという方向で検討をさせていただきたいというふうに考えております。

(19番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 美谷添生君。

○19番（美谷添生君） 導入との方向で御答弁をいただきました。

郡上市内には、この郡上ケーブルテレビと八幡エリアのINGの放送局と2局あるわけでございますので、そこの連携も怠らないようお願いをいたしたいというふうに思いますし、この22年度で、これの国の予算枠が18億8,000万というふうにならざるやうでございますが、これで対応をとというような答弁もありましたけれども、これは私が思いますのには、いずれにしても猶予期間であるというようなこともございます。電波法のこともございますので、私はあまり詳しくはございませんが、できることなら、やはり3年や4年の延長でなしに、もっと恒久的にこれができるようにできないかということも検討をいただきたい。

といいますのは、やはり先ほど申しましたように、御無礼でございますけれども、高齢者はいつ亡くなるかわかりません。そんな中で、またしても3年、4年たったら買いかえんならぬのかというような不安が付きまとうわけでございます。そういう観点から、補助をいただかずに実施したら、それが解消できるのかもしれないということもあろうかと思っておりますので、そういう面についても検討をいただく価値のあることではないかなあというふうに思います。ということで、このデジ・アナ変換につきまして、市長の御所見もここで確認をしておきたいというふうに思いますので、お願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 今の御質問にお答えしたいと思いますが、デジ・アナ変換は、一定のこのケーブルテレビの方で設備を備えてやれば技術的には可能なわけでありまして、今お話しありましたように、27年3月末までという暫定的な措置ですよということで、それを延長すると。そして、それについては国の方も補助をするということでもありますけれども、今美谷添議員がお話しになりました、その後も継続をしたいということに対しての隘路となりますのは、要するに各放送局、このケーブルテレビに電波を送って、それを再送信同意といいますけれども、デジタル波で送ったものを、じゃあ当分の間はアナログ波で一般の視聴者に送信をしてもいいよということの、いわば再送信同意というのは、それぞれ放送局ごとにケーブルテレビとの間に必要だそうでございます。したがって、それが、今のところ各放送局の態度はすべてが明らかにはなっておりませんが、例えばNHK（日本放送協会）においては、その再送信同意はやはり国の方の暫定期間である27年3月末までということで、以降は、そういう意味で、デジタル波をアナログ波にするということについての再送信同意はしないものとするという方針が今出ているというふうに聞いております。

したがって、他の放送局もどうされるかわかりませんが、そうしますと、いわゆる今回のデジ・アナ変換についてのそういう機器整備について、国の補助金をもらうもらわないにかかわらず、一方で、放送局の方の再送信同意が得られるかどうかということが一つのポイントになってくるというふうに考えております。また、これが27年の3月あたりのところへ行ってどうなるかは定かではありませんけれども、とりあえず現在のところの状況は、そうした点の一つの、その後もずっと続けるということについての一つの隘路になっていると、こういう状況でございます。

（19番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 美谷添生君。

○19番（美谷添 生君） ありがとうございます。

このデジ・アナ変換に要する費用という面でございますけれども、その道の詳しい人に聞きますと、1局当たり20万ぐらいでできるんじゃないかと。局ごとにとということですので、NHKに何局あるか、民放がどれだけあるかということで総量が変わってくると思いますけれども、これは予測でございますので、これで間違いなくできるということではないと思いますけれども、そういうことも考慮していただきながら、また、今市長が、27年になったらどうなっておるかかわからないと。今のこの来年の7月のことでも延長になったというようなことでありますので、やはりそのときになって、げばいたなあとということはないよう検討を特にお願いをしておきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。このデジ・アナの件につきましては、一応終了をさせていただきます。

それでは、次に生ごみの減量と有効活用という趣旨でお尋ねをいたしたいと思います。

この22年度の予算でもって環境衛生センターの管理運営費は約8,800万円ということでございまして、環境衛生センターでは、生し尿、そして浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥、それと事業系の生ごみを処理して、汚泥発酵肥料、郡上コンポストと名前をつけておられるようですが、これを生産して、希望の市民に配布をしているということを行っていただいております。このことにつきましてお尋ねをするわけですが、ちなみにこのコンポストは、15キロ入りで約1万9,700袋ということで生産をされるというふうに予算的になってございますが、そこで、この施設のこのコンポストの生産できる能力について、これ以上まだ余裕があるのか、これ以上はもうできんのかということについてお伺いをいたしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、答弁を求めます。

大林市民環境部長。

○市民環境部長（大林茂夫君） 環境衛生センターのコンポストの製造ということで御質問をいただきました。

現状は、日算で、し尿と汚泥と両方で1日に67.4キロリットルを処理いたしております。それから、能力としては、日量90キロリットルまでの能力があるということで、現実には75%でございまして、あと25%ぐらいまで余力があると。

それから仲介ごみの方ですけれども、これが、現状ですと1日に250キログラム処理を今いたしておりますが、能力としては1日に1,500キログラムということで、施設の、当初の建設した時点ではあるということですが、実際、あそこの運営上は上限が800キログラムというところでございまして、今の現状、3分の1程度の利用状況ということになっております。以上です。

（19番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 美谷添生君。

○19番（美谷添生君） ありがとうございます。

先ほどちょっと郡上クリーンセンターで処理をされておる生ごみについての推移を聞き忘れましたので、ここで御報告をいただきたいと思っております。

○議長（池田喜八郎君） 大林市民環境部長。

○市民環境部長（大林茂夫君） 郡上クリーンセンターでの可燃ごみや生ごみということでございますが、実質、生ごみとほかのごみとすべて一緒に入ってくるということで、生ごみが実際どれだけあるのかということは正確な数値はつかめないわけですが、年4回、可燃ごみの分析を行っております。これは、ピットの中のごみを十分混合をした後、その試料をサン



プリングして、それを、これは業者をお願いをしているんですけども、乾燥をさせて、その乾燥したものについて6種類に分けて乾燥重量を測定して重量を求めるという形でデータがあります。

それで、まずそれでいくと、全体のごみのうちの水分が50%、2分の1はほぼ水分ということでございますし、あとその残りの重量、乾燥したもののうち生ごみの部分が21年度で5.6%ということでございます。これを逆算いたしますと、生ごみに含む水分が大体80から85%というふうなことを言われておりますが、それで計算しますと、全体の15%から20%が生ごみだろうということで、可燃ごみの全体数量が1万トンでございますので、水分が80%で大体1,500トンないし、水分が85%ぐらいあるだろうということになりますと、2,000トンというところが生ごみでないかなということを推計いたしております。

(19番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 美谷添生君。

○19番（美谷添 生君） 今、クリーンセンターで処理されている生ごみのことについて聞いたわけですが、ここも持ち込みで業者が生ごみを入れておるというふうに承知をいたしておりますので、管轄は違うかもしれませんが、先ほどコンポストのところでも余力があるということなら、そちらの方へ持ち込んでいただければ、クリーンセンターの生ごみ、いわゆる水分のたくさんあるものが少なくなればクリーンセンターの方も燃えやすくなるのではないかなというようなことを思いましたので聞いたところでございますので、御検討をいただければありがたいというふうに思います。

それでは、郡上コンポストについてであります。肥料としての価値ということについて伺いをいたしたいと思いますが、この品質についてはどういうふうな認識をしてみえて、また、使っていただいております利用者の評判についてはどんなものかということをお聞かせいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 大林市民環境部長。

○市民環境部長（大林茂夫君） 郡上コンポストの肥料としての効能でございますが、これにつきましては2次発酵までの処理をしているということで、これは岐阜県公衆衛生検査センターでいろいろ検査もしているわけでございますが、ほぼ完熟に近いものであるということで、ほかの施設の汚泥肥料と比べても成分的には見劣りがないということです。成分的には、窒素、リン酸は、平均的な牛ふんと比べると、ほぼ含有量は倍ぐらいあるのではないかなということですし、ただ、カリにおきましては1けた少ないというか、牛ふんですと2.数%というようなデータがありますが、このコンポストにつきましては0.28%というようなことで、金肥とまぜてカリの補給をしてやれば、非常に堆肥として活用がされるということをおもいます。

それから、利用者の側にとっては、非常に利用される方は利用されるし、利用を全然されない方はされないということで、多分両極端に分かれるのではないかなということをおもいます。若干、持ってきた人に話を聞くと、やっぱりにおいということがあったり、野菜にはなかなかちょっと使いにくいけど、花とかそういったものにはいいなというような意見があったり、いろいろな意見がございます。それを使って非常に畑の野菜も作物も非常に生育しておるといような意見もがございます。さまざまだと思っております。

(19番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 美谷添生君。

○19番（美谷添 生君） ただいま肥料としての価値といいますか、それはかなりあるというふうに認識をいたしたところでございますし、いままでも無料ということがあるかもしれませんが、全量引き取り手があったということでございます。これは何年間続けてきたのかちょっとわかりませんが、今までの実績としてそういうことであるというふうに認識をいたしておきます。

そこで、この手のものは、ホームセンターへ行きますと、腐葉土、あるいは肥料入りの腐葉土、それから鶏ふんであるとか牛ふんであるとかというさまざまな商品があるわけですが、それからおおよそ15キロから25キロぐらいの袋で入っておるわけですが、これの値段もまちまちで、1袋100円台から2,000円台ぐらいまでありますので、どれぐらいが適当かということは本当にわからんところでございますけれども、一応、先ほど言いましたように、1袋当たり約2,000円ほど費用がかかっておるといようなお話を聞いておりますと、価値があって使えるものなら何とか有料にできないかということをおもうわけですが、この件については市長に後でお聞きをいたしたいと思っておりますので、準備をいただきたいと思っております。

そういうことで、この肥料の有料化、今まで私、何度もあるところでそういう話をしても、有料にしたら余って、弱るんじゃないかという話がありまして、その担当の部署だけではこれはなかなか解決のつかないものではないかということをお実感いたしておりますので御提案をいたしたところでございますけれども、これはやはり先ほど部長が申されたように、肥料価値もあるということでありますので、利用の方法を間違わなければ非常に価値があるということだと思いますので、これは農林水産部の方でこの利用について検討をいただいて、そして、皆さんにこの利用について普及、宣伝といいますか、技術指導といいますか、そういうようなことをいただきながら、どれだけでも財源となるような方法がとれないかというふうに思うわけですが、この財源でもって、例えば花いっぱい運動でありますとか、景観の整備といいますか、そういう面の原資にするといようなことはいかがなもんかと思っておりますし、去年だったと思っておりますけれども、ある八幡の女性グループの会合に呼ばれたときにその話が出まして、私んた無料

でもらっておられるけれども、ちった金を出してもいいような気がする。費用もかかっておるんで、そうして見ると、多少の料金は払ってもいいというような意味の御意見がございました。

そんなあれやらこれやらで、郡上の生ごみというのも一つの資源であるというふうに考えれば、これは有料化することの意義は大いにあるんじゃないかというふうに思いますし、各振興事務所にそういう担当を置きまして、注文をいただいて、そして、指導をして土に還元していくというような方法はどうかということを思うわけですが、市長の御所見をお伺いいたしたと思います。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 私も実は有料化できないかというふうに思っておる1人なんですけれども、ある市民の方に、これを無料で配っているけど、随分もったいないことをしているというふうに言われたこともございまして、現場の方に、そういう意味で有料化できないかという検討をしてくれということは今までも申し上げてきたんですが、なかなか全国的にも、有料化した途端に在庫という形で残ってしまって、その処理に苦慮しているというような状況もあるところもありまして、そこに踏み切ることをまだいたしていないという状態でございます。

今、美谷添議員のお話にもございましたように、これを全く経済的な取引というような形ではなくて、何らかの、やはりこれを幾らかでも負担していただくことが、例えばまちづくりにつながるんですよとか、何らかのそういうものとの兼ね合いの中でお話いただいたようなことが可能でないかということさらにも検討してまいりたいと思います。あるいは、値段をつけて売るとか、少しでもお志があれば、そのどれだけでも、例えば志をいただくというような方法もあるいはあるかもしれませんが、さらに検討をしてみたいと思います。

（19番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 美谷添生君。

○19番（美谷添 生君） ありがとうございます。

この問題につきましては、まだまだ検討の余地もあろうかと思っておりますので、この次の機会にまたお伺いすることといたしまして、段ボールコンポストの面もありますけれども、これもあわせて後日に回しまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で、美谷添生君の質問を終了します。

昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたしております。

（午前11時49分）

---

○議長（池田喜八郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中の山田忠平君の子ども手当の質問の中に答弁の訂正がありますので、布田健康福祉部

長より答弁をいたします。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 山田忠平議員さんの質問の中で、私がお答えしました子ども手当の支給月につきまして、6月、10月、2月の支給月を、6月、12月、2月というふうに申したようでございます。訂正を申し上げます。正確には、6月、10月、2月でございますので、よろしく願いいたします。

（午後 1時00分）

---

◇ 田 中 和 幸 君

○議長（池田喜八郎君） それでは、20番 田中和幸君の質問を許可いたします。

20番 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） 議長から質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

午前中にも口蹄疫についてありましたけれども、私なりの違った角度からの質問をしたいと思っておりますので、口蹄疫、経過と今後の対策ということをお願いします。

まず、九州宮崎県を発端に、牛、豚の伝染病である口蹄疫が、テレビや新聞のニュースで非常に大きく取り上げられています。口蹄疫の広がりはおさまるところなく、さらに広がりを見せております。

さて、我が郡上市においても、いち早く日置市長を本部長として郡上市口蹄疫対策本部を設置されましたことは、非常に敏速な措置として大変評価をするところであります。しかし、口蹄疫とは一体全体どんな動物の伝染病なのかを私なりに調べてみました。これは動物がかかる伝染病の一種で、口蹄疫にかかる動物は、いわゆる偶蹄目といまして、つまりひづめが偶数ある動物で、例えば牛、豚、ヤギ、羊、それにシカ、イノシシまでに至る動物だそうです。感染した動物は、体に水泡ができたり、発熱などの症状を見せていますが、この伝染病が最も恐ろしい点は、感染力が非常に高いことと、感染しても死亡率はそれほど高くないと言われております。また、一方、口蹄疫は人体には感染せず、感染した牛や豚などを食べても感染には至らないということが言われております。その点については安心できるようです。

ところで、郡上市には、約20頭ほどの子牛が宮崎県から搬入されていると聞いております。郡上市対策本部からの報告では、口蹄疫の感染拡大を受けて、畜産農家とともに経過観察を行ってきたが、これまでは全頭異常ありませんとの報告であります。

そこで質問をいたします。経過観察とは、飼育者と対策本部が見た、牛の水疱や発熱がないか、外見だけの判断か、また獣医師の立ち会いがあったのかをお尋ねをまずいたします。この

ことについて御回答をお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 田中和幸君の質問に答弁を求めます。

服部農林水産部長。

○農林水産部長（服部正光君） 口蹄疫についてでございますが、今議員言われましたように、口蹄疫の病気につきましては非常に感染力が高くて、感染しても非常に死亡率は低いということでございます。人体にも影響はないということでございますが、今御質問の、獣医師の立ち会いがあったかというようなことでございます。4月19日に宮崎県の方から子牛を20頭導入しておると。また、この導入については、発生地区とは別の市場から入れておるとのことでございます。

この口蹄疫でございますが、その導入し、20日にそういう情報が入りましたので、家畜診療所、これは市の職員が獣医師でございます。その獣医師が、導入した子牛の、まず状態の観察を行ったということで、水疱とか、言われました発熱はないということでございます。また、県の家畜保健衛生所とも協力しながら、5月10日まで、2日に1回はその状況を電話等々を使いながら確認しておると。

それとまた獣医師が、導入農家に対して立ち寄って、3週間ほど異常がないことを確認してございます。これにおいては最長21日という潜伏期間の中で、5月10日までにその状態がなかったということで、獣医師の立ち会いのもとで感染はないというふうに判断しております。以上です。

(20番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） ありがとうございます。

獣医師の立ち会いでということでしたが、次に、その獣医師については、免許の保持者は全国で3万5,000人とされていますが、そのうち牛や豚など大型の動物を専門に扱う獣医師は4,000人前後しかいないと言われております。また、なれない獣医師が、ワクチンなど、すぐに注射ができるかどうかという心配もあるようです。農水省では、牛や豚など扱いなれている獣医師なら、ぜひボランティアで宮崎に来てくださと呼びかけています。

そうした現状の中で、もう一つ、獣医師についての質問をいたします。

我が郡上市において獣医師はどれぐらいおられるのか、また、いないとすれば、他の市町村から派遣されているのか、もし派遣されているとしたら、それはどこからかということと、また、郡上市に獣医師があればそれに越したことはありませんが、以上、獣医師についての質問をいたします。お願いします。

○議長（池田喜八郎君） 服部農林水産部長。

○農林水産部長（服部正光君） それでは、今、獣医師の関係でございますが、獣医師においては、農林水産部の中の畜産課に5名ございます。この5名で今1年間365日を、牛や豚等の診療、防疫衛生業務に当たっておるという状況でございます。

また一般の方でございますが、市外へ勤務しておられる方で大動物を扱ってみえる獣医師が1名お見えになります。また小動物の関係でございますが、この方が5名見えるということと、県の保健センター等々に獣医師が1名、自営で畜産農家でやられておられる方が1名お見えになると。それから市の退職者2名の方が見えるということで、一般の方においても10名の先生方がおられるということで、したがって、いろいろ派遣ということにはございません。

（20番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） この市内に獣医師が見えるということは、大変心強いことです。

次に、政府は5月19日、発生地域から半径10キロ圏内の牛や豚約20万5,000頭にワクチンを接種する方針を決められましたが、殺処分に当たってきた獣医師は、未感染農場にウイルスを広げてしまう可能性があるため、感染していない牛や豚にはかかわれないと言っているようです。

そこで質問の3番目ですが、口蹄疫のワクチン接種についてどのように考えておられるか、また獣医師の体制についてはどうかをお尋ねいたします。

○議長（池田喜八郎君） 服部農林水産部長。

○農林水産部長（服部正光君） 今、ワクチン接種についての考え方でございますが、これは国の方がワクチン接種に踏み切ったということでございます。そこで、この宮崎県における感染がおさまらないということで、非常事態ということで使用をされたと郡上市としてはとらえております。それは、やはり口蹄疫、本来は家畜伝染病予防法という中で、感染家畜、また同居家畜においては直ちに殺処分をすることでウイルスを封じ込めるということになってございます。今回のケースは、非常に殺処分とかそういうことが追いつかないということで拡大を招いているというようなことから、やむを得ず踏み切ったのではないかと、特例なことと考えてございます。

それで、こういう場合の獣医師の関係でございますが、やはり発生した場合は、獣医師を問わず発生農家も、他地域の獣医師においても、すべての関係職員が作業ごとに厳密に区分されますということですので、やはり対応のマニュアルに沿いながら、各団体と連携を図って対処していきたいというふうに考えております。

（20番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） ありがとうございます。

口蹄疫についてはこれで終わりますが、次に、長良川鉄道についての質問をいたします。

昭和61年8月に設立され、越美南線、JR東海など、いろいろな経路を経て、岐阜県や郡上市、関市などが出資して現在に至っておりますが、沿線の過疎化や、モータリゼーションの振興で乗客が減少していることや、長期運休を余儀なくされるような災害に何度も見舞われております。経営は非常に苦しい状態が続いていると思います。

そこで質問の一つですが、平成21年度の決算で、年度内の赤字と累積赤字はどのぐらいになっているのか、参考のためにちょっとお聞かせをください。お願いします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 長良川鉄道の経営状況についての御質問にお答えをいたしたいと思いますが、御質問のありました平成21年度の決算につきましては、まだ株主総会等が終了しておられないものですから、正式の数字としてはちょっと申し上げられなくて申しわけございませんが、その平成20年度で申し上げますと、平成20年度の決算、これは決算が出ておるんですが、決算で申し上げますと、経常損益で1億8,626万円のマイナスということですので経常損失ですが、経常損失が、平成20年度は1億8,626万円でございます。平成21年度ですが、一応市の方へ昨年の12月段階で示された見込みで申し上げますと、経常損失が1億9,558万4,000円ということでございます。平成20年度よりも約932万4,000円ほど悪化という形で見込みでございましたが、最終的には経常損失は見込みよりも約500万円以上少なく済むような決算が一応打てるような今状況というふうに私は承知をいたしております。

そうしたことで、最終的なお尋ねの累積赤字でございますが、これは平成20年度の決算で累積赤字は1億816万8,000円でございます。平成21年度も先ほど申し上げたような見込みでございますので、同じような数字になろうかというふうに思います。以上です。

（20番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） ありがとうございます。

次に、赤字経営を少しでも減らすために列車本数などを削減したり、努力はしてみえますが、一般の住民からの声で、不必要な部分路線を廃止するよう、また地元からも廃止の要望が強く打ち出されております。それは白鳥・北濃間であります。何度となく要望が出されていると思いますが、一向にその方向性がなされていないように思います。これは前市長の裕市長のときですが、市長が白鳥町のふれあい創造館で一般住民から広く募集されて、市長との懇談会を開催されたとき、地元住民を代表して、白鳥・北濃間の長鉄は廃止してほしいと、そういうようなことをいろいろな状況の中で説明をされながら申し上げられました。これは白鳥駅前開発に

も大きく影響してくるので、早急に廃止してほしいということです。市長に直接要望されました。この要望に対して反対する人はありませんでしたが、しかし、前市長から申し送りが無いと言われれば日置市長はその限りでありませんが、しかし、ここで何とかといういろいろな思いから、このことについて質問をいたします。これについて、白鳥・北濃間はどのような考えをお持ちなのか、まず伺いをいたします。お願いします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 白鳥・北濃間について、前市長の時代に廃止をしてほしいという強い要望があったという話をお伺いいたしましたが、私自身はそのような強い要望というのは受けたことはございません。ただ、例えば北濃地区の市民の皆さんとの懇談会等で、もう廃止してもよいのではないかとというようなお話はお聞きをしたことがございます。ただ、それがどの程度、ぜひ廃止をしてほしいという意味でどれだけ住民の皆さんのコンセンサスがあるのかということについては、もう少しよくいろいろな意見を聞いてみたいというふうに思っておりますが、まずその基本的な考え方でございますけれども、以前にも申し上げたかと思いますが、白鳥・北濃間を仮に廃止をしたとした場合に、長良川鉄道としての経営上、どの程度の影響、プラスの影響なりマイナスの影響があるかというようなことをかつて試算したものがございまして、これによれば、白鳥・北濃間については、廃止をすれば年間280万5,000円の、要するに経費の節減になるというような試算は、平成15年ごろの経営改善診断というような調査の中で出ているところでございます。そういう意味で、確かに経営的には白鳥・北濃間というのは、仮にあの区間を廃止をすれば、それだけの経営のプラスが出てくると。

一方、もちろん、あそこを廃止するということになれば、今度は郡上市という自治体にとってみますと、例えば赤字の負担率等が鉄道の営業路線の延長キロが変更したりなんかして、これまた若干の負担の軽減になるということも推察はつくところでございます。ただし、現在のところ、白鳥・北濃間につきましては、例えば白鳥中学校の生徒が年間大体44名ほど、これは半年の期間でございますけれども、通学に利用をいたしております。また、郡上高校、郡上北高校の生徒も14名ほど通学に利用いたしております。この高校生の場合は、毎日利用するという利用の形態の人と、例えば親御さんに送っていてももらえないとかというようなときに補助的に使用しているという生徒もございますが、こうした形で利用されているということがございまして、仮に、先ほど申し上げたように、鉄道経営としての経費の節減、あるいは郡上市としてのいわば補助金の減というようなものが仮にあったとした場合でも、今度は、ただいま申し上げたような中学生や高校生の通学、あるいは、さらに実際にその他の形で活用しておられる方々の足をどうするかといったような問題を総合的に検討しなければならないというふうに思っております。行財政改革特別委員会の方でいろいろ検討をしていただいて、議会の方に御



報告をされておりますので、私どももこの問題については真剣に受けとめて、今後どうしていくかということについて検討はしてまいりたいというふうに考えております。

(20番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） ありがとうございます。

それで、次に長良川鉄道全体についての計画ですが、赤字ながらも、地域住民の交通網に対する利便性を考えたときに、ただ利益だけを考えて廃止というわけにはいかないと思いますが、ならば、少しでも乗客をふやすためにいろいろなイベントなどを計画して、今までにも何回となく行われてきたことは、その努力に対して評価をいたしますが、なかなかいつも柳の下にはドジョウがおらないようであります。

そこで、今までのことは白鳥・北濃間のことでしたが、長良川鉄道全体についての今後の方針についてをお伺いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 全体の、何とか少しでも経営を改善いたしたいということで努力をいたしているところでありますけれども、認識として、例えば通学の定期の収入といったようなものは、やはり沿線の小学生、中学生、高校生、こうした子どもたちの減少といたしますか、そういうようなことで、なかなか増収を図るということは、値上げでもしない限りは難しいというふうに基本的には認識をしております。でき得る限り通常の、いわゆる通学定期以外の通勤定期等が少しでもふやせないか、あるいは、こうした通勤、通学の定期客以外の利用者を少しでもふやせないかというようなことで努力をしているわけでした、基本的にはそちらの方でさらに努力をしてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

これまでもいろんなイベント、企画列車というようなものを企画いたしましてやっているわけでございますが、今年度も、例えば新たに郡上市の方で企画をして、着地型の観光というようなものの誘致というようなことで、そうしたものの中にこの長良川鉄道の利用というものを組み込んだ旅行企画をしていただくとかそういうようなこと、あるいは、現在試行的にやってみようと思っておりますが、自転車を積み込んでサイクリングに出かけられるようにというような、サイクリング列車というようなものの運行ですとか、そうしたことを努力をしていきたいというふうに思っています。

それから、今、長良川鉄道の経営に少しでも資するよなということで試みをしていただいているものの中に、例えば郡上八幡の観光旅館等の組合の皆様の動きとして、旅館の宿泊と長良川鉄道の利用というものを組み合わせて、長良川鉄道の運賃を利用者にはただにするという形で、旅館の側と鉄道の間とその負担を折半するというような形で、少しでも利用客をふやす

とか、それから、最近これも非常に私はありがたいことだと思ったわけですが、郡上市親睦旅行の会という会がございました。この会の、この間、静岡の稲取温泉へ出かけていただいたわけですが、最初は行きと帰りは、とにかく郡上じゅうの皆さんが集まって、美濃太田まで長良川鉄道で行こうと。あるいは帰ってこようという形で、その後、あそこから観光バスで出かけるという形で、少しでも長良川鉄道を利用しようじゃないかというようなことで、70人以上の方がそうした形でお出かけいただきました。帰りは、いろいろ土産の荷物とか、トイレの問題とか、いろいろ問題がございまして、結果的にはバスでお帰りになったというふうに聞いておりますが、そうした、やはり市民の皆さんがこの長良川鉄道を盛り上げようという形で動いてくださるような動きというものも、私は今後ともいろいろと広めていければというふうに思っております。

それから、この前、大分以前ですが、この長良川沿線、鉄道の利用ということで、NHKで全国に放送をされました。私たちが気づかない長良川鉄道の旅というものは、ある意味では非常に魅力のある景観を備えておるわけですし、こうしたことを大事にしたいというふうに思っております。昔からこの長良川鉄道のいろんな駅だとか沿線に桜が植えられたりなんかしております。そういったことも桜の植樹等による景観というようなことで、季節季節に長良川鉄道に乗って、いろいろと景観を楽しむというようなこと自身が一つの価値ある旅行になるようなことができないかというようなこともいろいろと検討いたしております。

こうした通勤、通学とかという通常的生活交通ということでなくて、いろんな形で企画をして、少しでも運賃収入を上げようという努力をいたしております。昨年だけで、21年度の実績でも、そうした形のいろんな企画的な事業による収入が3,400万円ほどございました。ことしも、ただいま申し上げたような形の収入を約3,600万円ぐらい上げるという目標で今努力に取り組んでいるところでございます。

いずれにいたしましても、私は、長良川鉄道のこれからのやはり少しでも改善に役立つというのは、こうした形で知恵を絞っているような企画列車等を運行して、利用していただく、あるいは、市民の皆さんにもやはりそうした形の活動でこの長良川鉄道を愛用していただくということが大事だというふうに思っております。

(20番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） ありがとうございます。長鉄については、以上で終わります。

次に、東海北陸自動車道のことについて質問をいたします。

この自動車道は、歴史をたどると、1964年7月1日に、国土開発幹線自動車道建設法の改正により国土開発幹線自動車道の予定路線とされ、現在に至るまでに実に約46年の歳月が過ぎて

おりますが、まず、以前を振り返ると、準備は着々と進められ、2008年7月5日、中日本高速道路は飛騨清見インターから白川郷インター24.9キロを開通させ、この日をもって東海北陸自動車道は全線開通となりました。そして、白鳥インター以北、飛騨清見インター間を4車線工事区間とされて非常に大きな期待を持ち、これで渋滞が緩和されると、大きな期待を抱いていたところでもあります。そして、その後の発表を経て、2009年4月27日ですが、第4回の国土開発幹線自動車道建設会議において、工事着工の前提となる整備計画変更が了承され、合併方式で4車線化が事業中でありましたが、民主党の2009年度補正予算の執行見直しにより、当路線の白鳥インター、飛騨清見インター41キロ、金額にして805億円を含む高速道路6区間の予算凍結が決定されました。その後、2009年10月13日に開かれた国土交通省政策会議の初会議で、当時の馬淵副大臣からは、既に決定された整備計画を覆すものではなく、整備手法や整備主体などを再検討する必要がある。また4車線化事業は、4車線化によらない交通対策の検討も求めており、4車線化事業自体を凍結ということではないと説明をされております。また、4車線化事業を担当する中日本高速道路は、事業が凍結された後にも、設計、測量などの事業調査などの事業調査業務4件、約4,100万円を発注していたので、中日本高速道路は、政府の方針に従わなかったとして、国土交通大臣より文書で厳重な注意を受けられております。しかし、2010年4月9日には、国土交通省より、一時凍結のあった区間の再着手を決定されております。

そこで質問をいたしますが、このことについて、郡上市建設部として、工事区間など、二転、三転としております中で、どこまで把握してみえるのかをお尋ねし、また把握してみえる範囲内で説明をお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 井上建設部長。

○建設部長（井上保彦君） それでは、田中議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思っております。

4車線化につきましては、議員御指摘のとおりでございまして、昨年4月27日に、国幹会議によりまして、会社施行方式と直轄方式をあわせました合併方式により事業化が決定されておりましたけれども、政権交代によりまして事業凍結というふうになっておりました。しかし、その後の整備手法の見直しが行われまして、今年4月9日に、4車線化事業につきましては会社施行方式により事業を実施するということが発表されております。しかしながら、この新たな手法では、現行の料金割引制度を見直すことによって捻出されます財源を道路建設に転用し、整備を行うということでございます。

そこで、この財源を転用できるようにするための法整備が必要となってくるわけですが、現在のところ、国会の審議がされておられませんので、今国会での法案成立のめどが立っておりませんので、現在のところ、具体的に工事の時期とか工事区間等につきましては、まだわからない状態でございます。以上でございます。

(20番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） ありがとうございます。

次に、交通量の多いことは、高山方面や、世界遺産である白川郷、五箇山の合掌づくり集落を通過することや、白鳥インター、高鷲インターの周辺にスキー場が多いことから、休日の交通量が平日に比べて非常に多く、2005年度の昼間、12時間交通量調査では、高速道路におけるベスト5に計3区間が入っております。また、ゴールデンウィークやお盆の帰省ラッシュ時には、高鷲付近を先頭に40キロから50キロの渋滞が発生しており、特にスキーシーズンは、関越自動車道と並んで、渋滞の多い高速道路となっていると言われております。また、全線開通後は交通量の増加が著しく、特に白川郷インター北では、各区間、前年度と比較して2倍以上の増加となっているようです。

そこで質問をいたします。以上、私が東海北陸自動車道について調査をし、今述べたことを踏まえて、自民党の先生方にももちろんのことですが、お願いをしながら、民主党政権に対してどのように要望活動を展開されていかれるのかを、特に市長さんにお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 御承知のように、昨年、政権が変わりましてから、いろいろな地方の要望、陳情というものを受け付けるといいますか、受けるルートが従来とは異なってきているという点があるわけでございます。ただ、これが菅内閣になってから果たしてどのようになるのか、今までどおりなのかどうかという点も若干不透明でございますし、従来、一切各省庁での要望は受け付けないということも、若干いろんな単独な市町村での要望というものはともかくも、促進同盟であるとかいろんなことであればその対応をするというようなこともあるやに聞いております。そういうことで、もちろんこの東海北陸自動車道の4車線化は、非常に郡上市にとっても大切なことでありますので、あらゆる可能なルートを通じてその要望の声を届けていきたいというふうに思っております。昨年も、従来のようにもちろん自民党の県選出の国会議員等にもお願いいたしましたが、もちろん民主党の国会議員にもお願いをいたしました。そのほか中日本高速にも、いろいろと折に触れ要望をいたしておりますし、今後とも県などとも一緒になって要望を続けていきたいというふうに思っています。

たまたま今度6月17日に、東海北陸自動車道の4車線化促進と東海環状自動車道の建設促進の両方の組織の大会が東京でござりますので、この際に、委員会の日でござりますが、私、出席をさせていただきまして、知事等とともに、国交省を初めいろんなところに強く要望してまいりたいというふうに考えております。

(20番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（池田喜八郎君） 以上で、田中和幸君の質問を終了いたします。

---

◇ 清 水 敏 夫 君

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、15番 清水敏夫君の質問を許可いたします。

15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） ただいま議長さんのお許しをいただきましたので、一般質問の通告に基づきまして質問をさせていただきます。

本日は、国会におきましても、菅新内閣への各党の代表質問が行われているようでございますが、国会ですと格調の高い質問が行われると思いますが、私は極めて身近な、しかも市民目線に立ったやさしい事項、事案の5項目について、市長さん、あるいは関係部長さんから御教示を承りたいと考えます。

既に私の質問も数人の方から出ておりまして、40分は多分必要ないかと思っておりますけれども、最後までおつき合いのほどよろしくお願いをいたします。

まず1項目は、前の飛騨美濃有料道路料金所付近の交通安全対策ということでございます。

今年4月1日から、この有料道路は、30年間の料金徴収期間を満了いたしました。念願の無料化が実現をいたしまして、せせらぎ街道がメイン道路であります郡上市の八幡地域から、明宝、さらには高山清見町にとりましては、今後、利用者の交通量の増大によりますところの地域活性化を大きく期待しているところでございます。

4月以降、市長さんを陣頭指揮のもとに、市当局、特に商工観光部の積極的なせせらぎ街道のPR等が功を奏して、この5月の明宝地域への入り込みは、例年してかなり増加をしているというふうに伺っておりまして、関係者にも笑顔が見られるようになりました。ありがとうございました。

なお、道の駅とか明宝の観光協会で情報を伺ってみますと、最近のマイカーの利用者は、ほとんどがナビを見て来られるというお客さんが多いことから、ナビにはまだ有料道路として残っているということで、無料化のことを知らない方がかなり多いということで、今後ともさらにさらにせせらぎ街道のよさを、地元はもちろんそうですが、市当局としましてもPR方々を特に今後ともお願いをしたいというふうに思う次第でございます。

お礼だけで終わってしまうと、本筋に戻さなきゃいけないので本筋に戻しますが、市長さんのお手元に、最近の、御存じかと思いますが、料金所付近の写真をお届けしておりますが、

料金所が撤去されました、ここに料金所があったのかと思うぐらいすっきりとした状況になっております。そういうこともございまして、従来のように高山方面からの車が料金所のところで一たん停止をする必要がないということで、特に高山方面からは若干下り坂ということもありまして、昼夜を問わず、大型車両も多くなりましたせいもありますが、かなりのスピードで通り抜けていっております。ちょうどこの日も、私もちょうど写真を撮りに行きましたけれども、ちょうどこの料金所のところを大きなダンプカー、貨物車がびゅーっと通り抜けていっております。

そんなことで、今、地元の皆さんが一番心配しておられますのは、この道路へは、明宝温泉からの利用者とか、あるいはスキー場の利用者、あるいは明宝高原の体験センター等の利用者が、市道の方から国道へ出ていきますT字路がございまして、どうしても高山方面の方を確認するには、かなり国道まで出ていかないと右側の高山方面の車が確認できないということがございまして、起きてはいけませんけれども、万が一事故が起きたら大変なことになるんじゃないかなということで、どうかこの道路の改良等につきまして、抜本的な改良も必要になってくるやにも思いますけれども、今後早急に交通安全対策が、県、市、双方になると思いますが、連絡をいただきながら、ぜひお願いを進めていただきたいと思いますので、まず第1点、市長さん、よろしく願いをいたします。以上です。

○議長（池田喜八郎君） 清水敏夫君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） まずもって、この飛騨美濃有料道路が無料化をされたということは、地域にとっては喜ばしいことであるというふうに思っております。

今御指摘をされた点は、私もちょうど無料化の式典の日に行ったときに強く感じたことございまして、特に料金所がなくなれば、飛騨の方から来る車は特に下り坂でもありますし、相当のスピードでこのT字路のところに差しかかるといようなときに、このT字路から出てきた車もまた出会い頭にぶつかるというようなことがあつては、せつかくのこうした無料化というものも、またそうした悲しい事態を引き起こすということになるので、安全という問題で手を打たなければならないなというふうに感じたところです。

そういう意味で、建設部長の方にもいろいろと検討をお願いいたしまして、その前に建設当局の方では、もう既に3月ごろに、こうした無料化に伴って施すべき安全対策ということについて協議をしてくれておったようございまして、とにかくいろいろやれることをやろうということでございます。

特に実際上できることは、ぜひこの市道の方から出るときに、やはりこの国道472号とぶつかるということで、注意喚起をするための表示というようなもの、あるいはカーブミラーの設

置等、それから、もう既にできているようでございますが、この本線の方には、いわばスピードを減速していただくような減速帯といいますか、こういう表示も既になされているようでございますが、こういうものをやっていただくということ。

それから、特に地元の側としては、交通規制としての一たん停止ということができないかということもいろいろ検討をしたようでございますが、これについては、一たん停止という交通規制をするということについては、公安委員会の方との協議が必要でございまして、現段階では公安委員会とのその辺の協議が調っていないという形で、とりあえずは交通規制としての一たん停止線の設置というのは今のところできていないという状態でございます。

いずれにしても、ただいま申し上げたような、まずはでき得ることを措置をして、せっかくの無料化でございますので、それに伴って、ここの市道の方、出入りする車との間に事故が起きないように、当面でき得る措置を講ずるというふうに考えているところでございます。

より抜本的には、この市道が国道472号に接続するところの道路構造的な検討というものも今後は必要かとは思いますが、現在のところはそういう状態でございます。

(15番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） 市長、ありがとうございます。抜本的なことも今後のことになるかと思いますが、含めてまたよろしくお願いをしたいと思っております。では、1番のことは終わらせていただきます。

次は2番目、携帯電話不通話地区の解消をということでテーマにさせていただきました。

今日、携帯電話の普及は非常に目覚ましいものがございまして、私たちにとっては、もはや必需品どころか、毎日知らず知らず恩恵を受けている空気や水のような存在になってしまって、日常生活にはなくてはならないものようになっております。

さて、不通話地区のことでございますが、私も市内全体のことはちょっと不承知で恐縮ですが、明宝地区のことについて申しますと、集落のあるところは、若干電波の弱いところはありますけれども、ほとんどのところでカバーできるという状況になってきております。そんな中、明宝の小川地区に通ずる唯一の生活道路となっております小川峠でございますが、この峠は現在不通話地帯となっておりますが、この峠は、もう市長さんも御承知のように、小川地域の皆さんの通勤、通学路としてはもちろんでございますけれども、最近ですと、コテージの利用者とか、あるいは小川を訪れる方も多くなりまして、まさに住民の方の、あるいは利用される方の生命線道路ではないかと思っております。国道41号からの利用者もふえてきておるような状況でございまして、年間を通して重要な峠に、今道になっておると思っております。

この峠で万一災害とか交通事故が発生した場合に、迅速な情報とか伝達の手段をということ

を考えますと、携帯電話の利用は不可欠ではないかと思えます。峠ということで集落もございませんので、恐らく利用度の面から、通話可能にするには難しい点もあるように以前から伺ったこともございますが、こうした命にかかわる特殊な事情ということをお察をいただきまして、ぜひとも早急に、この峠につきましても携帯電話という文明の利器が人間の安心・安全のために利用できるように、小川峠地内の不通話解消をできるよう、どうか御検討をいただきたいと思えます。

若干私ごとになりますけれども、かつて私の同僚が、小川峠で未来ある若い命を失ったことを、小川峠を通るたびに思い出します。彼は、たまたま夜、小川へ勤務先から帰る途中に車ごと転落。家では、夜のことで連絡がつかず、発見されたのは翌朝になってからでございました。今もその無念さは忘れることができません。携帯電話不通話という具体的な質問でございますので、関係の部長さんに御答弁をいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） それでは、携帯電話の不感地区の問題につきまして、初めに郡上市全体の状況も含めて、少し御報告をさせていただきます。

郡上市内の携帯電話不感地区につきましては、移動通信事業者、携帯電話をやっていただきます事業者の整備計画によりまして鉄塔等の整備が進み、順次不感解消が図られております。これまでも相当郡上市からもお願いをしてきた経緯がありまして、21年度におきましては、和良の土京を初め9集落、それから、集落外としましては、阿弥陀ヶ滝の周辺でありますとか油坂峠周辺、こういうところの集落外では2地区につきましても解消が図られておるところでございます。しかしながら、事業者の採算ベースに合わない地区につきましての不感解消につきましては、なかなかやはり進展が難しいという状況があるということでございます。

情報課の調査では、今郡上市内には七つの集落、人のお集まりの集落では七つの地区で不感地区が存在をしておると。それから、その他の集落外というところになりますと、相当のところまでまだあるということがございます。しかしながら、これは基本的にはこの事業者において整備していただきたいと、そういうことでお願いをしてきておるところでございますが、相当減ってきておるといふ現状を見ますと、郡上市としても、これを独自にやれないからやれないというふうにはほかっておくだけではなくて、さまざまな有利な国の制度もございますので、できるだけそういうふうな対応ができるものについては検討をしていかなければならないという段階にあるのではないかと、こういうことでございます。

国では、総務省の制度で、携帯電話エリア等整備事業というのがありまして、国が2分の1、県が5分の1、市町村が10分の3と、このような有利な制度もあります。そういうものにつき



ましても今後検討を図りながら、集落についての対応はしたいということでございます。

小川峠につきましては、昨年12月、地区の自治会からNTTドコモの岐阜支店にも要望書を出されておるとお聞きをしておりますが、ドコモとしての自主的な整備が、当面、採算面からはなかなか厳しい現実があるということもお聞きをしております。しかも集落外ということになりますので、先ほどの補助制度が適用できないのではないかと、こういうふうな心配もございます。引き続き郡上市としましては、事業者に対する整備、それから、こうした集落外における不感地区の現状把握、そして、先ほど言われましたような事故等、こういうふうな道路における特殊性といえますか、緊急時の連絡手段の確保ということもありますので、郡上市としてもこのことにつきまして、不感解消を全体的な計画の中で十分検討させていただきたいというふうにして考えております。よろしくお願いたします。

(15番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） ありがとうございます。

難しい問題だからこそ、また行政におすがりするという部分もあろうかと思っておりますので、鋭意どうかこの件につきまして今後とも対策につきまして御検討をいただいて、早急にしていただくように最後をお願いしておきたいと思っております。質問は以上で終わります。

次に3番目、口蹄疫の対策につきまして、これももう既にきょう、山田議員さん、あるいは田中議員さんの方から質問をされて、ほとんど回答をいただいております。もし私のために部長さんの方でとっておいていただいた答弁がありましたら、お聞きをしまして、その後で再質問をできればしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（池田喜八郎君） 服部農林水産部長。

○農林水産部長（服部正光君） 口蹄疫の関係でございますが、今言われましたように、山田議員さん、田中議員さんからございました。

それで、宮崎県のきょう現在の状況でございますが、まず5市5町ということでございます。それで、289軒ということで、頭数が19万7,718頭ということでございます。こういうような形で、先ほど言いましたように、5月21日に、市長を本部長としまして対策本部を立ち上げた。全庁的な取り組みの中で対策を考えていきたいということでございます。

それで、先ほどと一緒になりますけど、やはりウイルスの侵入の阻止と、また、発病が疑われたものについての初動対応ということが一番の観点ではないかなというふうに思っております。

それと、初動体制の中で、やはり一番埋却地ということが初動体制に一番影響するために、現在、その作業を進めておるということでございます。以上です。

(15番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） どうもありがとうございました。とっておいていただきまして感謝申し上げます。

今、ちょっとの答弁の関連でございますが、再質問という形で、埋却地のことが今出ておりましたけれども、これは報道によりますと、各農家の責任というふうなことがされておりました、各農家で万が一の場合は埋却しなさいということですが、郡上市内の畜産農家は、そういうものをちゃんとせよと言われても本当にそういうことが確保できるのか、あるいはどの程度確保できておるのか、ない場合はどうするのかということの一つと、それから宮崎産の子牛が今後かなりの意味で減少してきた場合に、特に肥育農家の子牛を、相場が上がってきたりとか、あるいは数が少ないとかということで、日本のどこかでこの子牛を求めなきゃならんということが出てくると思いますが、その辺の方向性について出ておりましたらお伺いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 服部農林水産部長。

○農林水産部長（服部正光君） まず埋却地の関係でございますが、今言われましたように、農家の中でその土地を探すということが基本になってございます。それで、農家の方に今調査しまして、農家の方として約70から80%が確保できておるような状況でございます。

そこで、やはり100%できておりましたが、4メートル掘削をするということで、そこには地下水が出るとだめということがございますので、まだまだ市の市有地も含めた中、また全市民的な中で今検討をしておるといふ状況でございます。

また子牛については、今、高山市場と関市場の関係がございまして、高山市場においては、昨年1年間の平均が大体44万から47万ということでございます。そこで、ことしの発生以後の市場の関係が51万ということで、少し値上げしておるかなという状況です。それと、また関市場においては、昨年が43万から53万ということで、ことしの6月初旬にあったんですが、新聞の中では47万というような形でございました。それで、上がったところと前年度並みというところがございまして、やはりこれから高騰ということも考えられますし、また郡上としても宮崎から子牛を導入しておったという中で、やはり今後、この関係団体と新たなところを模索していかないかん場合も出てきますので、その辺についてはまた検討をしていきたいと思っております。

(15番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） ありがとうございました。

口蹄疫というものは、非常に郡上の畜産業というものに大きな影響を今後及ぼしてくる可能性もあるということで、万全な対策もしておっていただくとお思いますし、また畜産農家の地域振興にもなっておりますので、いろんな意味で情報を得ながら対処をしていただきたいということをお願いしておきたいとお思います。

4番目に移ります。1年後に迫った地デジ化に対する郡上ケーブルテレビの対策について。

これにつきましても、美谷添議員さんの方からかなり突っ込んで、私の質問よりもっと濃密な質問をしていただいておりますので、ほとんど理解をさせていただきましたが、改めてこの件につきまして、確認という意味でお願いしたいとおと思いますが、かなりテレビが普及しているようなデータの説明が部長の方からございましたけど、自分も周辺を見るには、なかなか現実にはそう普及していないんじゃないかということと、やっぱり高齢者とか、特に旅館、民宿からも声を聞いておるんですけれども、一度に何十台というものをかえるということはなかなか難しいということで、その猶予期間たるものの措置が5年間、2015年まで可能があるというようなことをちょっとお聞きしまして、これ郡上市として何とか今年度じゅうに措置をしておいていただければ、来年の7月24日ですか、その停止に向かって対応できるし、そういうお年寄りの世帯とか、民宿、旅館等でも、このことについて、一度に買わなくてもいいと、計画的に整備していこうということになりますので、そのことについて再度、ちゃんとしてことし手を打っていただけるかどうかのもう一度確認と、それから、BSはそのときにどういうふうに、来年の7月以降は専用のアンテナをつけなきゃならんのか、その辺のところの確認と2点、お願いしたいとお思います。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

先ほど申し上げたとおりでございまして、現在の方針としましては、総務省の要請に対応していこうという考え方を持っております、平成27年3月末までということになりますが、この3年半につきましてのデジ・アナ変換の実施を目指して進めていきたいということでございます。

その際に、これまでに国の方針ということで、郡上市でも広報等を通じまして、デジタルテレビの対応をお願いしてきておりますので、デジ・アナ変換を実施する場合には、既に対応されている市民の皆様に対してもきちんとした御説明をしていく必要があるということをお考えしております。

それからもう一つは、郡上市の中では、今、情報通信の運営が二つの構造となっておりますので、INGエリアにおきましても、同じように要請が総務省から来ておるというふうに承知をしておりますけれども、INGさんとも十分、先ほども御指摘がありましたように、協議を

しながら、そういう意味での格差というものができるだけ起きない形のあり方につきまして、十分両者の研究といいますか、歩調を合わせた連携協議というものを図っていきたいと思っております。

それで、少し補足の話になりますけれども、この7月2日に郡上市の情報化検討会というものを、これは東海総合通信局からも担当課長に来ていただきまして、市内の広く電気商の皆さん、あるいはこういうことに関心を持ってみえる市民の皆様にもお集まりをいただきまして、情報化に関する検討会ということを開きながら、郡上市内の市民の皆様にとりましてよりよい運営、運用につきましての検討会を設置をしまして、広くそういう研究を深めてまいりたいというふうに考えております。

それから、来年の事業につきましては、地上放送のデジ・アナ変換というものと、BS放送のNHK2波のデジ・アナ変換というものも含めた補助事業ということを承知しておりますので、そういう対応になるというふうに今は思っておりますが、十分研究をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(「もう一つ、BSは」と呼ぶ者あり)

○市長公室長(田中義久君) BSも含めてです。

(15番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 清水敏夫君。

○15番(清水敏夫君) どうもありがとうございました。

そういう弱者世帯等もございますので、ぜひ経過措置が講じていただけるように、格段の御高配をお願いしたいというふうに思います。4点目の質問は以上でございます。

最後の質問でございますが、総合計画後期基本計画ということですが、策定が、真に郡上市が自立できる計画としてというようなテーマで上げさせていただきました。

郡上市人口減少化、あるいは少子・高齢化が進んでおるわけですから、これは全国的な傾向でもございますが、したがって、合併特例債、あるいは地方交付税措置は、平成25年度で郡上市の場合終了をし、市の財政規模も将来的には220億円程度と、大幅な縮小は避けて通れない状況ということは、かねがね市長さんからもお伺いをしており、承知をしているところでございます。

そうした中で、総合計画の後期基本計画、平成23年から27年の5カ年間の策定は、身の丈に合った縮小型の中での市の財政規模を踏まえた計画、立案ということに後半部分はなるのではないかと思います。つまり、そうした厳しい状況を踏まえた中で、郡上市が将来にわたって継続可能な自立できる市となるためには、極めて大切な基本計画になるということと理解をしております。この後期計画が、市民が市の将来に夢と希望を持って、若い人も、あるいは後継者

も含めましての定住策、それから都市住民の方の移住策も、やっぱりこの中で具体的に描かれ、あわせて、定住の素であります産業振興策も明確に打ち出す必要があるのではないのでしょうか。

日置市長におかれましては、就任以来、郡上市の財政の健全化構築に向けて努力をさせていただいておりますし、そうした中で、子育ての支援であるとか、あるいは小・中学校、教育施設の整備であるとか、あるいは郡上学の提唱といったように、まさに郡上の人づくりについて格別の御尽力をいただいております、その意味では敬意を表するものでございます。

そこで、この後期基本計画におきましては、いよいよ日置市長のカラーを十二分に発揮していただいて、自分としましては、特に産業振興策にシフトした形に、日置市長さんならではの構想をぜひ盛り込んでいただきたいというふうにエールを贈る者の1人でございます。市長さんの後期基本計画の策定に寄せる考え方、あるいは構想、イメージといったものが描かれていると思いますので、ぜひお聞きをしたいと思います。

なお、この通告の中に事例としてちょっと載せさせていただきましたのは、実は長野県の川上村の村長さんが、今度全国の町村長会長になられたようなことがあって、新聞に出ていましたので、頑張っておるんやという話がありましたので、ちょっとホームページをのぞいてみましたら、川上村は4,700人の人口ですけど、レタスの生産日本一だということで、全世帯数が1,270戸ですが、うち農家数が600戸、ほぼ半分が農家で、しかも専業農家が550戸ということで、何でこうなっておるんかと思ったら、レタスが日本一ということで、高原野菜の売り上げが年間150億円、600戸で割ると平均で2,500万円の収入だということで、「平均収入2,500万円の村」をキャッチフレーズに、現在では出生率も全国でトップクラスというふうにございました。川上村は高原の村という自然条件もフルに生かした産業として、高原野菜で成功した例ではないかというふうに思います。

そこで、私なりに郡上のことを考えてみました。郡上市は、美並から高鷲町まで、標高差に富んだ土地、立地条件、自然条件がございます。面積も広大であります。かつての山すその畑は、里山ですけれども、戦後、植樹をされまして、山林化をしてしまいました。今、その里山の山林が、獣害対策等も相まって、間伐をしたりという動きが出てきております。素人の案ですけれども、その里山に山菜を基幹作物として計画的に栽培し、山菜王国なるものを実現し、これは郡上市の立地条件を最大に活用した産業振興政策としたらどうかということで、ちょっと思いを述べたわけでございます。これは私の全くのとりあえずの思いつきの案でございますので、いろいろ詰めてこういうことを申し上げておるわけではございません。したがって、この山菜王国の件は、現段階では私のささやきということで、参考に聞いていただければというふうなことを思います。

ちょっとつけ足しの部分も長くなりましたけれども、この総合計画の後期基本計画にかけま

す日置市長さんの寄せる思い、あるいは夢みたいなものを時間の許す限り述べていただければありがたいと思いますので、どうかよろしく願いをしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えを申し上げたいと思いますが、ただいま御指摘ありましたように、郡上市の総合計画の後期基本計画、これは平成23年度から平成27年度までの5カ年間で計画期間とするものでありますけれども、今年度中に策定をいたしたいというふうに思っております。

それで、平成23年度からの5カ年間というものを見たときに、私も二つ、やはり基本的によく踏まえておかなければいけないとと思っていることがございます。これは、一つは人口の動向であります。合併して満6年がたったわけですけれども、郡上市の人口は、住民基本台帳ベースでも約3,000人減少をいたしました。この減少の最も大きな要因は、一つは少子化、毎年毎年生まれてくる赤ちゃんの数が減っているということと、それから、相変わらず転入と転出の開きというものがあって、転出超過というものが続いていると、こういうことでございます。

それで、この人口問題というものを考えたときに、やはり二つの視点があろうかと思えます。もう人口は、今申し上げたような、これまでの過去の傾向というのは、これが5年後はどうか、10年後はどうかというのはわかるわけでございますので、やはりそうした人口構造の変化に対応した生活の仕組みづくりをやっていかなければならないという点が一つと、それからもう一つは、そうした少子化なり、あるいは転出超過という状況を少しでも食い止めるといふか、緩和するといふか、言ってみれば子育て支援等によって赤ちゃんの生まれてくる数ももう一度盛り返したいとも思いますし、そうした先ほどお話がございました、移住やいろんな形でのよそから来ていただく方、そうした方もふやしたいと、こういう問題がございまして。

それから、もう一つ踏まえておきたいのは、先ほども御指摘がございましたが、この平成25年度までの合併後の10年間という期間を終了して、それ以後というところへ、26年度、27年度と踏み出す5年間であるという、この状況を踏まえながら、やはり財政というものをしっかり踏まえて計画をつくらなければいけないというふうに思っております。

計画のつくり方としては、先般来、この市の若手職員にも37名の計画起草委員会というものを設立いたしまして、作業にかかっていることにはいたしておりますが、こうした職員がこうした節目に当たって知恵を絞ると。そしてまた地域審議会の皆さん、あるいはこれから組織をいたします総合計画の審議会の皆さん、あるいは市民の皆さん、そうした皆さんの意見も聞きながら、要するに手づくりの重点的ないろんな施策というものに着目した計画にしたいというふうに思っております。

その中身としては、今お話がありましたけれども、私としては、やはりそうした人口の構造が変化していく中で、地域の支え合いというものを強めていく地域づくりをしていかなければ

いけないというふうに思っておりますし、そうしたことを進めていく場合には、これまで取り組んでおりますが、必ずしもまだ十分な成果を上げていない市民協働といったようなことももっとしっかり取り組んでいかなければいけないというふうに思っています。

それから、まさに元気のある地域づくりという意味では、産業の振興ということが大切でありますので、この郡上の持っている地域資源、あるいは地域のいろんな条件というものを生かした地域振興ということにぜひとも知恵を絞りたいというふうに思っております。

それからもう一つが、先ほどまさに一つの例として山菜王国づくりというようなお話がありました。やはり合併をして、七つの地域の元気が衰退していくようではいけないので、いつも言っておりますが、郡上市は一つであると同時に郡上市は一つ一つという、そういったやはりこの広い郡上市の中で特色のある地域おこしというものを、合併以前に各町村が取り組んでこられたようなものを、もう一度原点に戻っていろんな現実的な施策を打っていかなければいけないというふうに考えているところであります。

そうしたいい機会でありますので、今までの歩み、施策というものを点検をしながら、向こう5年間に本当に郡上が元気になるためにはどうしたことに取り組むべきかということで、若い職員とも議論をしながら、また市民の皆さんとも議論をしながら、また議会の御指導等もいただきながら、計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

(15番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） 市長さん、どうもありがとうございました。

次の時代に向かって、市長さんもまた、私たちも一緒になって地域づくりをしなきゃいけませんけれども、リーダーシップとしてひとつ実になる計画を期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で、清水敏夫君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時35分を予定いたします。

(午後 2時22分)

---

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時35分)

---

◇ 渡 辺 友 三 君

○議長（池田喜八郎君） 14番 渡辺友三君の質問を許可いたします。

14番 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） それでは、ただいま議長さんより許可いただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず第1点目でございますが、人事問題といたしまして、合併のメリットとされておりました職員の削減と、また専門職の雇用ということで御質問をさせていただきます。

郡上市も合併いたしまして7年を迎えております。合併前に各地域においていろいろと説明会が開かれ、その中で、合併によるメリット、またデメリット等がいろいろと説明をされてきたわけでございますが、その一つのメリットといたしまして、事務の統合によることから職員の削減が図れ、経費の節減ができると。また、その分野におきましての専門職が採用できまして、市民の住民サービスへの向上が図れるとの説明がされておったように記憶をいたしております。

7年目を迎えました今日の職員の配置、また専門職員の雇用という問題につきましては、どのような状況になっておるのか。私、一見しますと、なかなかこの専門職員の雇用という点での、明確といいますか、ああ、こういうところにメリットが出ておるんだなというところがなかなかわかりづらいところがございますので、この点につきましてお答え願いたいと思います。

また、以前にも、各地域事務所におきまして人手不足であるとか、職員が少のうなってしまうて寂しい思いをしておるとかというような点がいろいろと話題となっておりますけれども、住民へのサービスの低下ということについてはいかがなものか、どのようにお考えかをお伺いいたします。

そこで、公務員というものはとにかく異動はつきものでございまして、また、このさまざまな仕事を担うことによりまして職員も育ち、いろんな経験を積み、だんだんと階級も上がってくるということでございまして、今、目の前にしますひな壇にお並びの皆さん方は、すべて行政のことは十二分におわかりで、何事にもお答えできるスペシャリストだと思っております。そんな中でこの定期異動というものが、いろいろ職場転換によりまして各部署に置くスペシャリストが育たないのではないかと、そんなようなことも考えるところでございます。また、いろいろと若いうちに個人が努力を重ねられまして取得された資格、技術力が発揮する場が少なくなるのではないかとというようなことを考えますが、せめて自分の次の若い職員が育ってくるまでは腰を落ちつけて職務に専念できるような、そんな体制がとれないか、人事部局というものは、人を左右するだけでなく、それぞれの個人を育て上げるような、また人を、職員を活用するような、そんな職務形態が講じることができないかを、まず1点目といたしましてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（池田喜八郎君） 渡辺友三君の質問に答弁を求めます。



日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

まず合併後、職員の数はどうなったかということについてお話を申し上げますと、実質、合併の初年度でございます平成16年度の年度当初の郡上市の職員は、病院とかいろんなところも含めて、全職員数でございますと1,099人おりました。そして、そのうち、いわゆる一般行政部門であります普通会計の職員が741人おりました。それが今年度、7年度目に入った平成22年度でございますが、22年度の年度当初で申し上げまして、全職員数が969人、うち普通会計の職員が597人ということでございます。したがって、全職員数で見ますと130人の減、普通会計の職員でございますと144人の減という形になっております。

この職員の削減は、これまでもたびたび申し上げておりますように、やはり7ヵ町村の職員が合併をして、寄り集まって郡上市の職員を構成しているわけでございますから、一つの約5万人未満の市の規模といたしましては、今後徐々に縮減をしていかなければならないという一面がどうしてもあるということで、よく申し上げておりますように、3人退職をした場合には、2人不補充、1人補充というようなペースで職員の削減をこれまで進めてきたという状況によるものでございます。そういう形で、まず一つは、職員の総数をどうしてもこれからの身の丈に合った体制にするために削減をしてきたと。そしてこの削減は、まだ当分続けていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

そういう削減の中で、先ほど申し上げましたように、確かに合併をすることによって総務部門とかいろんな一般事務部門、管理部門のようなところは、相当それぞれの町村が職員を擁してやっていたものが一つの部署でまとめてやれるというようなところがあるわけですから、でき得る限りそうしたところの人数を減らしながら、こうした削減をしてきたところでございますが、一方で、新市の体制として必要な資格を持ったような、資格の必要なような職員は、優先して採用の場合にそうした職員の採用に充ててきたというのが実情でございます。

その辺の状況を申し上げますと、合併以来、きょう現在在職している職員で、合併以後に採用した職員というものが154名おります。この中には、したがって、例えば採用したけれども、もう既にきょう現在はいらっしやらないという職員は除外してあります。きょう現在在職している職員で、合併後採用された職員という意味ですが、その職員が154人おるわけですけれども、その中で、いわゆる一般行政職と言われる、通常ですと事務系とか技術系とかいろいろあるんですが、いわゆる一般行政職という形で採った職員が39名でございますが、あとは、例えば消防職員であるとか、保健師であるとか、社会福祉士であるとか、介護福祉士であるとか、あとは医療職の医師とか、医療職の2というあれがありますが、そうした理学療法士だとか、臨床検査技師だとか、先ほども問題になっておりました獣医師だとか、そうした職員等、ある

いは看護師、助産師等の職員でございます。こうした職員が優先して採用されているということでございます。

そういうことで、例えばですが、比較をしてみますと、保健師なんかにつきましては、合併当初は25名であったものが現在は29名ということで、4名ふやしております。あるいは消防士は75名であったものを81名ということで、6名ふやしているというような形で、できる限りそうした特別な仕事に従事する人、あるいはそうした資格の要る人、こうした職員を重点的に採っているということでございます。

その専門的職員が、合併の効果によってそうした職員を設けることができるという、よく言われるメリットの中には、こうしたもの以外に、例えば一般行政職と言っておりますけれども、そういうものの中に、例えば農学の専門家であるとか、林学の専門家であるとか、あるいは場合によったら外国語の専門家であるとかといった、そういった専門分化ということもあり得ると思いますが、残念ながらそうした意味の専門職員というものの採用は、まだ合併以来、必ずしもできていないというふうに思っておりますが、いずれにしましても、一方で減らさなければならぬという状況の中で、でき得る限りそうした専門的な資格等の必要な、あるいはそうした専門的な仕事に従事をする職員の採用に心がけてきているということでございます。

それから、職員の異動についてであります。私も長いこと公務員をしておりましたので、職員の異動ということについてはいろいろ思うところがございますけれども、一方において、確かに長くいけば一定の仕事に熟達をするという、いわば深掘りができるという面と、それからいろんな仕事に、ある程度の期間たったところで全く違うところに移るということによって幅ができるという、この二つの効果があると思います。職員は、それぞれタイプによっては非常に専門家として、スペシャリストとして育てていただいた方がいい方もありますし、ジェネラリストとしていろんな経験を積んで仕事をしていって育った方がいいという方もあるというふうに思います。

実際の職員の異動については、職員の異動の希望シートというようなものを出していただく、あるいは、所属長のそれぞれの組織における戦力というものを考えて、その異動の意見というようなものをもらいながら人事異動というものをやっているということでございます。人事にはなかなか満点ということは難しく、場合によると、いろいろ御本人の希望にそぐわなかったり、あるいはそういう人事異動によって組織の一時的な能力が少し落ちることがあるかもしれませんが、私は、いろんな要素を加味しながら、しかし組織というものは、余りずうっと同じであってはやっぱり沈滞をするという一面もあるので、そこについてはやはり適切な人事異動というものも大事だというふうに思っております。

それから、振興事務所の問題ですけれども、この振興事務所、最初は地域振興事務所と言っ

ておったわけですが、ここにいる職員は、合併の初年度の平成16年度には、七つの地域振興事務所の所属が375人という数でございました。これは総合事務所という形で、本庁と同じように、それぞれ振興事務所にもまたそれぞれ各課があつてという形での形態でございましたが、今の形態になりましてからは、平成21年度で、六つの振興事務所で135名という形になっております。この135名をことしでもでき得る限り減らさないでということで、全体としては131名という形で今年度の体制に向かつておりますが、振興事務所がいろいろ人数が少なくなって寂しいとか何とかという、そういうお気持ちもいろいろあると思いますけれども、実質上の市民の皆さんのサービスには支障を来さないように、できるだけ努力をしておるところでございまして、必要があれば、例えば大和の振興事務所で今とっているようなNPOによる行政パートナーといいますか、そうした方々の支援を得ながら市民サービスを充実していくというようなことも、今後の一つのさらに進めるべき方向ではないかというふうに考えているところでございます。

(14番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） 市長から、ただいま御丁寧な御答弁いただきました。

やはり市役所という職業で、一番住民の方から目についたり、一番いろいろと御批判も来るのは、窓口業務であろうと思いますが、そんな中で、やっぱり事務職員においても、その辺の窓口なら窓口におけるスペシャリストも当然必要じゃないかというようなことも思いますので、今後における御対応をよろしくお願いをいたします。

また、続きましてなんですが、消防に関する質問をさせていただきますが、先ほどと申しますか、ただいまも市長より、消防職員の増員をしておるというようなお話もいただいておりますが、地域に今消防団員が本当に不足と申しますか、定数が不足しておるような状況でございまして、この広い市域を、またこの交流人口の増加する中で、多様な現場における消防署員の皆さんの対応が迫られておるところでございまして。

先ほど3番議員の質問の中にも、消火器の設置について大いにPRをとというような消防署への要望も出ておったようなところでございますけれども、ただいまこの充足という問題については、増員も図られておるというようなことでございますが、実際にはどのような今現状で、もう少し要るのか、今のままで十分なのか、十分ということは絶対にはないと思いますが、その職員の人数につきまして、またいろいろと高度な救急医療、また専門的な資格等、技術の取得について迫られるようなことでございますが、現状としてそのような消防職員の技術、医療技術、また高度救急技術の取得という問題につきまして、現状ではどのようなことをお考えか、どのような体制で臨んでおられるのか、当然、技術取得のためにあけられるということは、地

元での不在ということになりますので、その辺についてもお伺いをいたしたいと思います。

もう1点なんですが、これは消防ではないんですけれども、先ほど来、口蹄疫の感染問題がいろいろと3名の方からも出されております。私もこの獣医という問題に、どうなんかなという一縷の不安を抱いておったところでございますが、今郡上市には5名の方が見えてと、そして小動物の方にも一般の方が開業されておるといようなことでございますけれども、現在はこの5名の方が郡上市での事業をしてみるところでございますが、実際、この後どのようになってしまうのか、今の医師不足ではございませんが、今後において獣医師の確保がどうなのか、ちょっと聞きますと、どうも家畜よりペット、小動物の方への獣医の方が希望される方が多いというようにもお聞きしておりますが、5年後、10年後にこの獣医という問題がどのようになってしまうのか、何といたしましてもこの家畜診療というものに関しましては、郡上の畜産を大きく支えておる問題でございます。どうかその点についての現状と課題についてお伺いをいたしたいと思います。2点につきまして御答弁をお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 答弁を求めます。

川島消防長。

○消防長（川島和美君） 最初の消防職員の充足率についてお答えいたします。

市町村の消防に必要な設備及び人員、設備といいますのは、消防車の数、救急車の数、そういったものを指し、人員というのは消防職員の数を指します。設備及び人員は、基本的には当該市町村が決定すべきものであります。これが基本となります。ただ、整備目標としまして、消防力の整備指針というのがあります。この指針によりまして算定した基準人員というのは、112名になります。この基準と比べますと、現在は職員数が81名ということで、当然112名職員がおれば充足率は100%になるわけですが、81名ですので、現在の充足率は72.3%というふうになります。

参考までに、近隣の消防本部、これ五つの消防本部の平均の充足率なんですが、68.6%ということですので。県下の22消防本部の充足率を見ても、100%というのはいません。

今後、消防本部の組織等の見直し等もいろいろ検討をしまして、必要であれば職員の数を増員していただくような形でお願いはしていこうと思っておりますけど、現在は充足率としてはそういった数字になっております。

それから救急救命士についてですが、現在、救命士は19名おります。この中に気管挿管が行える救命士は8名、それから薬剤救命士といたしまして、強心剤を使える救命士が現在5名おります。消防本部の一応計画としましては、実稼働人員、現場で働く救命士の数ですが、これは21名を目標に養成をしていきたいというふうに考えております。現在は19名なんですが、実際、現場に出ていないところにおける救命士もおりますので、現在は17名、実稼働人員ということに

なります。

救命士の養成につきましては、消防職員から救命士になりたいというふうに要望する職員もおりますので、できる限りそういった救命率の向上を目指すという強い意志を持って希望する職員でありますので、できる限り研修所の方に入所をさせて、養成をしていきたいというふうに思っておりますし、新規採用の職員についても、救命士の資格を持った方を採用していくというような方向づけを行っております。昨年度もというか、今年度新規採用職員で1名、救命士資格見込みということで採用をしていただきまして、めでたく4月には国家試験を合格しております。一応そういったところですが、以上です。

○議長（池田喜八郎君） 服部農林水産部長。

○農林水産部長（服部正光君） それでは獣医師の関係でございますが、今、獣医師が担当しておる部分については、農家数91戸、頭数でいきますと8,629頭という状況でございます。

それで、今、職員として5名が獣医師として勤務しておりまして、365日行っておるということで、今後の関係でございますが、今岐阜県の中でも全体の獣医師というのは570名ということでございます。そこで小動物の方を専門で開業されておられる方が164名ということで、最近、やはり小動物の方へ行く傾向が非常にございます。ただ、郡上市としまして、今5人の獣医師で不足しておるということはありません。通常の診療業務とかそういう防疫衛生業務においては十分対応できる人数であり、今後も5名という形を堅持できればという形で思っております。以上です。

（14番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） 5名という形で堅持できればということですが、その堅持するためには、今から対策を講じておかなければ、医師と同じような状況になりかねませんので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

続いてなんですが、全国的に医師の偏在、不足、また看護師の不足等が問題になっております。先ほども市民病院に脳神経外科をというようなお話もございましたが、この市民病院においても看護師の確保が大変重要で、難しい問題であるようにお聞きをしております。今の核家族化、また看護師の働きやすい環境をつくっていく、例えば産休後の育児支援の拡充を図り、夜間の託児施設を設置して、出産後において、乳幼児におきましても、夜間勤務のできるような体制をつくっていくのも一つの方法でないかというふうに思います。今、夜間の勤務につかれる方が、やはり大変厳しいローテーションで回されておるというようなこともお聞きしておりますが、今、夜間勤務の体制をつくることによりまして、看護師の不足、また院内看護体制が少しでもカバーできるのでないかというようなことを考えるわけですが、その辺につきまし

てのお考えをお伺いいたしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 猪島郡上市市民病院事務局長。

○郡上市市民病院事務局長（猪島 敦君） ただいま看護師不足の関係につきまして御質問があったわけですが、今公立病院の置かれておる現状を踏まえて少し御説明をさせていただきたいと思っております。

今現在ですが、公立病院は、市民病院と白鳥病院、それに地域医療センターの三つの組織があるわけですが、医師につきましては、一般職で27名、また日々雇用職員で21名、また看護師につきましては、一般職143名、うち6名の方が育児休業ということで休暇中でございます。また、日々雇用職員といたしましては37名の方が勤務をいただいております。いずれにしましても、医療技術者のうち一番不足をしておりますのはお医者さんでございまして、それに続きまして看護師さんが不足をしておるという現状でございます。

それで、医療技術者に対しましてどのような支援をしておるかと申しますと、今現在、託児所という形で、昼間の託児所ですが、朝8時半から夕方5時半まで、市民病院と白鳥病院にそれぞれ託児所を設置しております。

利用状況でございますけど、市民病院におきましては平均8名程度の方が御利用をいただいておりますし、白鳥病院におきましては5名程度の方が御利用いただいておりますという現状でございます。そのうち、今御質問にもありましたように、夜勤にどの程度の看護師が携わっているかと申しますと、病棟などの夜間勤務の多い部署に勤務しております看護師は、市民病院ですと4名でございますし、また白鳥病院ですと3名程度がかかわっておるという状況でございます。また、その託児以外にも、実は市民病院には市の子育て支援としまして病児保育、または病後児保育ということで行っておるわけですが、この制度につきましても看護師が利用することが可能という状況でございます。

それで、看護師さんの中には、いろいろと子育てのために日勤にかえてほしいとかいう方も見えます。ただ、看護師不足を補うために夜間託児所があればいいというような声も聞いておるところでございます。その中で、実は市民病院におきましては、赤ちゃんに優しい病院ということで指定を受けまして、実は赤ちゃんに対する取り組みの中で、親子の触れ合いを重視しようというような形で事業展開をしておる部分もございます。いろいろ市民の皆様にもそのことを推奨しておるところでございます。そんなこととか、または費用面など、いろいろな面から夜間の託児所ということに関しては検討をしなければいけないものだと考えております。

いずれにしましても、医療現場に携わる職員が、育児休業などのそういう制度とか、または託児などの支援のいずれかを看護師さんが選択をしながら勤務をしていただけるような体制が一番よいのではないかとことも考えておられて、そのためには、やはり現在不足してお

ります看護職員をいかに充足させていくかということが一番大きな課題だと思っております。そういう今現在も看護師さんを募集させていただいておるような状況から、引き続き医療スタッフの確保に向けては取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(14番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） ただいま2点につきまして御答弁をいただきました。

消防署員におきましては充足率が72.3%、よそで100%ということは絶対ないんだというようなことでもございましたけれども、市民の安心・安全というものは、100%でも、これが120%でも、絶対満足できるものではございませんので、その辺につきましては今後の体制づくりということで、またこれは当然職員の雇用ということで市長の方にもかかわってくるところでございますが、十分御検討を願いたいと思います。

それから、今の看護師の問題ですけれども、やはりそういうような制度を設けることによりまして、確かに今お勤めの看護師さんはこちらの方へというような相乗効果もあらわれてくるのではないかなというようなことも考えております。どうか本当に働きやすい職場を、これ以上まだ働けと言うのかというような声が出るかもしれませんけれども、本当に働きやすい職場づくりというものが市民への市民サービスにもつながると思っておりますので、よろしく御検討のほどをお願いいたします。

2点目でございますけれども、県道改良の今後の見通しということで、県道有徳・中坪線の狭隘箇所の改修見通しはということで質問を提出させていただきました。普通ですと、何を聞きたいんだということで事前にいろいろとお話も来るんですが、この問題は、何を聞きたいんだということで事前にいろいろとお話も来るんですが、この問題は、何を聞きたいんだということで、全然事前の話も来ておりませんけれども、聞きたいのはただ一つでございます、現在の八幡中学校の対岸におきましては、落石防止の改良工事を進めておっていただいて、大体この東町地域につきましてはこれで完了かなというようなことも思っておりますが、もう少し上へ上りますと、総合グラウンドの付近につきましてはまだまだこれからかかるのではないかなというようなことを思っております。

まだその奥、立光橋から有徳方面につきましては、本当に車1台通るのがやっとというようなことで、いつの時代の道路だというようなことを思うところではありますが、本当にすれ違い、対向車と出会った場合には大変苦勞するところがございます。民家の近くにおきましては、常に危険と隣り合わせというようなことでもございまして、現在でも、天竜から小久須見におきましては、落石による通行どめとなったような状況でございますが、実際、この有徳・中坪線について今後の見通しは、この狭隘箇所の改修についてはどのような方向で進められていくのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（池田喜八郎君） 井上建設部長。

○建設部長（井上保彦君） 御質問のありました県道の有穂・中坪線につきましては、従来より御要望をいろいろいただいております。狭隘箇所も非常に多く点在をしております。特に先ほど御指摘がありました田尻地区におきましては、交通量も多いということから、特に整備も必要だというふうな認識はしておりますが、御承知のように、厳しい県財政の中で、県道改良におきましては、主要な幹線道路、あるいは孤立集落の改修対策ということで、事業効果を早期に発現できます継続箇所を優先的に事業実施をいただいております。

こうした状況の中で、この有穂・中坪線については、現在、工区を設定された、いわゆる箇所づけされたところをごさいますけれども、これまでも特に狭隘な箇所につきましては、退避所の設置、あるいは、東町でございますような災害防除等の手法を用いまして、局所的な部分改良といえますか、そういった手法でやってきております。先般も土木事務所の方で現地の方を御確認いただいておりますけれども、今後もしばらくはこうした手法をもって特に悪いところの改修をしまいたいと思いますし、もちろん工区設定されるような要望についても、今後行ってまいりたいというふうを考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。以上です。

（14番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） ただいま御答弁いただきました。

先日も立光地内で、ベビーカーを押した方とすれ違うとき、退避場所がなくて、ベビーカーを押して走られたというような、本当に付近の方にとりましては大変御迷惑をおかけしておるような状況で、あそこを通行する方が本当に気の毒なくらいでございますが、そんなことが現実であります。どうか一日でも早くそのような状況から脱せられるような方向をとっていただきたいと思っておりますのと、もう一つありますのは、高雄神社付近におきましては、その上流にあります市島大橋で乗り合いバスが回っていくというようなことで、ちょうど人家のある市島の神社前のところへはバスは通らないというようなことで、地域の人からすると、あそこさえ改良されれば地域の住民も本当に便利になるのにな、利用ももっと進められるのになというようなお話も出ておりますので、その点につきましても今後御検討いただきたいと思っております。

どうか市長におかれましては、本当にこれほどの予算でも、先日市長とちょっとある場所でお話ししておるときに、これはまちづくりの予算でやったんだと。しかし、こっちは県道は県の予算で、なかなか県にお金がないのでというようなお話もございましたけれども、地域住民にとりましては、予算はどこの財布からでも、どんな予算でもいいわけでありまして、どうかその辺よく御検討願って、一日でも早い地域の改修に向けていただきたいと要望いたします。



て終わります。ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で、渡辺友三君の質問を終了いたします。

---

◇ 武 藤 忠 樹 君

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、12番 武藤忠樹君の質問を許可いたします。

武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきますが、きょうはもうこれで最後になります。あと40分間、議員諸氏にはぜひとも我慢して聞いていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今回、私の質問ですけれども、ただ1点、食についてであります。

この食の問題、私はあまり得意な分野ではございません。例えば池田議長さんはこの点のプロでございますし、また、3番の田代議員さんたちは、こういった食の仕事をしてみえますので非常に詳しいことだと思いますけれども、この食につきまして、本当に本屋さんへ行って本を買ったり、図書館で本を借りたりしていろいろ勉強しました。

この食といった問題、これで郡上市を考えますと、非常にいろんな面が見えてきます。そのきっかけになりましたのは、3月にいただきました郡上市食育推進基本計画、この本をいただきました。これは全協で配られたわけですけれども、この策定に当たっての経緯をいただきました。市長公室、農林水産部、商工観光部、教育委員会事務局、それから健康福祉部、こういった関係部の皆さん、課長さん方、また主査とか主任の方々が集まってつくられたということで、非常にすばらしいものができているなと思いました。またその分、十分期待もできるなと思っています。

この食育推進基本計画の一番最後に、策定委員からの一言メッセージというものが載っております。これを非常に興味深く読ませていただきました。その中で、私も食育について勉強させていただいたんですけれども、この中に行政の役割といった点があります。「行政は食育の推進に向けて国・県との連携を図りつつ」とありますが、いろいろ調べておりましたら、国の方で食育月間ってつくってみえるんですね。これほとんど皆さん御存じじゃない、私も知らなかったんですけれども、ことしもですが、毎年6月を食育推進月間と決めてみえるようです。これは国の内閣府特命担当大臣決定ということで、6月1日から6月30日の1ヵ月間を全国的な食育推進運動の展開を図るとされております。郡上市においては、こういった国のやられる食育推進月間、また、毎月19日を食育の日として普及啓発を行うとともに、少なくとも週1日は家族そろって楽しく食卓を囲むことを呼びかけると、こうあります。こういった国・県が行っていることに、郡上市としては、例えば6月の1ヵ月とか、19日に、そういった行政として

何か行われるのか、そういったお考えはないのか、まず伺っておきたいと思います。これは担当部局は健康福祉部になるんですか。よろしくをお願いします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、武藤忠樹君の質問に答弁を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） それでは、食育の基本計画から、今は食育月間、食育の日ということでの御質問でございました。

ただいまの御紹介を議員の方からいただきましたように、郡上市としては、平成17年7月に食育基本法ができて、その後、国の方の食育推進基本計画というものができて、県並びに地方公共団体の方もそういう計画づくりをなささいというようなことがございまして、昨年度、この基本計画を健康福祉部、それから農林水産部、教育委員会等と、市役所の中の連携といいますか、業務間を離れまして、横軸の中でこの計画をつくらせていただきました。

さらには、民間の方々の策定委員ということで、医師会の方でありますとか、歯科医師会の方でありますとか、食品衛生協会の方、長寿会の方々、食品生活改善の方々等々、民間の方28名でこの策定委員会を行わせていただきまして、いろんな方々の御意見をいただきまして、今まさに最後のところでは、一言ずつ皆さんにかかわっていただいた気持ちをこの策定の中にもまとめさせていただいたというものでございます。

こういう経緯で、昨年初めて市役所の内部、それから民間の方々と一緒になってこの計画をつくり上げてきたものですから、具体的なことに対する仕掛けにつきましては、今議員がお話にありましたように、まだまだ住民の方々に知られていない部分がたくさんあるかというふうに思っております。

市の方では、ホームページの中で、6月が食育の月間というようなことで、毎年6月には郡上市として、関の保健所と一緒にしながら、食育月間の「まめなかな通信」というものを載せておりますけれども、なかなかホームページだけでそこを探って行って見ていただくということは大変難しいかと思っておりますけれども、そういう形をしておりますし、それから、特に食改善推進協議会の方々、現在180名ほど見えますけれども、それらの方々には、食育の日には献血というような会場の中で、わざわざたすきをつくっていただいたり、それからのぼりを立てていただいたりして、食育の日というようなことをPRはしていただいておりますけれども、まだまだ少ないということで、これからPRしていくのが、この推進計画に基づいて実際にはやっていくというのを、本当に出発ということで、今年度から具体的な仕掛けの出発ということを考えておりますけれども、かかわっていただいた方々を含めて、これまで食育にかかわっていただいております方もたくさん見えますので、それらの方々と協力しながら推進をしていきたいというふうに考えております。

(12番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

この食育推進計画が絵にかいたもちにならないように、私たちも見守っていきますが、協力もしていきます。ぜひこの食育推進基本計画に従いまして、郡上市の食育がうまくいくように望んでおりますが、次に、学校給食と家庭ということがあります。

ここでの食育なんですけれども、ホームページの中ですばらしい食育に関する記事を見ました。これは親子で食育といった記事です。親子で五つの力を育てましょう。指を使い、五感を総動員して料理をつくることは、子どもの創造力、集中力、計画性をはぐくみます。自分の体にとって必要な食べ物をバランスよく食べているかを判断する知識と知恵を身につけましょう。野菜、肉、魚といった食材は、豊かな自然がはぐくんだ生命。自然環境や食べ物を尊重し、感謝する心を持ちましょう。食材そのものが本来持っている味やおいしさを正しくわかる味覚を育てましょう。最後に、自分の体の最も元気な状態を感じて、常に健康でいられるよう、体をコントロールする力を身につけましょう。この五つの力を育てましょう。親子で食育といったところです。

そんな中で、この調理をするといった目線、こういった目線での食育推進も大事なことだと思っておりますが、この基本計画の中にも幾つかそういったことも書いてあります。乳幼児期（ゼロ歳から6歳）のところに、楽しい食体験、五感を使って調理等を通して、食べ物への関心を持つと。また学童期、思春期（7歳から18歳）、料理づくりの楽しさを知るとあります。そんな中で、学校では調理実習って、私たちの小さいころにあったんですけれども、家庭科という授業がありまして、現在、そういった学校での調理実習の現状というのはどうなっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

また、先ほど田代議員の方からも質問がありましたけれども、学校と家庭がどんな連絡があるのか。例えば献立が、学校給食で昼にカレーライスが出たけど、夜、うちへ帰って、またカレーライスだったということでは困るわけですから、やっぱり家庭とこの学校給食がどんな連携をとってみえるのか。先ほども言いました親子で食育といった面でも、やっぱり学校の果たす役割も大きいと思いますので、御所見を伺いたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 答弁を求めます。

青木教育長。

○教育長（青木 修君） それでは、小・中学校における調理実習の現状と、それから家庭での、学校も含めてですが、食育についてと、最後に学校給食の献立が各家庭に届いているかという、この3点についてお答えをいたしたいと思います。

まず調理実習の現状ですけれども、小学校も中学校も、家庭科の時間に調理実習を行っております。小学校でいいますと、食事の大切さ、それから栄養を考えた食事、調理の基礎、こうしたものを5年生と6年生で学習をして、生活で実践をできるようにという、そういう考え方で指導しております。

具体的な内容ですが、栄養を考えて1食分の献立を立てること。それから、御飯やみそ汁の調理をすること。それから、野菜をゆでたりいためたりして調理をすること。そうしたことの中で、調理の準備ですとか、手順ですとか、あるいは道具の片づけだとか、そういったことも身につけるということを指導しております。

中学校は、自立した生活に必要な食生活のために栄養や食品の品質を考えた日常の食事、そして、そうした調理の基礎というものを、これは1年生、2年生、3年生を通じて学習をするということになっております。

具体的な中身としては、中学生の場合は、中学生の1日分の献立を立てること。それから、基礎的な日常の調理ができること。そして、肉、魚、野菜の調理ができること。そして、地域の食材を生かして地域の食文化を理解すると、こうしたことが内容になっています。

今度は食育の問題ですけれども、具体的に学校でいいますと、どの学校でも体験をできるだけ取り入れること、そうしたことを踏まえて実感を大切に食に関する指導で、さまざまな工夫をしておりますので、簡単に4点ほど例を挙げて申し上げますと、一つは生産農家の見学、これは酪農、あるいは野菜とかお米をつくっていらっしゃる農家ですね、そうしたところで働く人の苦勞ですとか工夫ですとか願い、こういったものを勉強をしていきます。

それから二つ目は、自分たちで野菜や米づくりの体験をして、そのことによって耕すことですとか、あるいは植えることですか、世話をすること、特にこうした場合に、粗放から指導をしていただくというのが大変効果があるということですし、地域の方の指導も子どもたちにとっては極めていい勉強になっているようです。

そして3点目としては、家庭科の時間に実際に自分たちで調理をして、特に調理の方法ですとか、それから食材に合った調理の方法ですとか、あるいは栄養の扱い方、そういったことについても学習をするということが内容になっています。

最後に4点目ですが、学校給食で食材や調理の工夫について、これは市として学校栄養職員ですとか、そういった皆さんや、あるいは栄養教諭の方から健康と食について具体的な栄養素を含めながら学習するというのを今やっておりますので、こうしたことを通じて、五感を大切にしながら食育を進めているというのが現状です。

最後に、学校給食の献立の各家庭への配布ですが、毎月の初めに1ヵ月分の献立表を児童・生徒を通じて家庭へ配布しております。その中でですけれども、献立を今できるだけわかりや

すく絵であらわしたり、それから食材にどういった栄養が含まれているかという、そういう栄養素も表示をしたり、エネルギーの表示をしたり、あわせて栄養士さんの食に対する一言メッセージ等も入っておりますので、一度目にさせていただくと、大変親しみやすいものになっているというふうに思っております。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

私もこの調理といったことには非常に興味はありますけれども、後片づけが非常に下手ですのでなかなか調理しないんですけれども、私の小さいころの体験なんですけれども、私は男の子ばかり3人です。母がコロッケをつくる時には、男の子が3人並びまして、1人は小麦粉をつける、1人は卵をつける、1人はパン粉をつける、それを母がコロッケに揚げてくれて、食べたという経験があります。そういった台所で母と一緒に食事の準備をしたということが今でも鮮明に覚えておりますけれども、そんな中で、食べ物を大事にするといった気持ちも育ててきたのかなと思っています。ぜひともそんな教育が、家庭でも学校でもしていただけることを望んでおります。

次に、心身の健康づくり、これは当然のことですけれども、どんな食物が体にどんな影響を与えるのか、先ほどいろんなお話がありました。例えばアレルギーにつきましても、実際は今非常に食がはらんしております、危険な食材がいっぱい売られておりますし、全く知らなかったら、そういったものは口に入ってしまう。それがだんだんたまってきて、いろんな症状を起こしておると思っておるんですけれども、そういった食物が体に与える影響についての、何か一覧表といったらおかしいですけれども、簡単なわかりやすいものがないものかなあと思っています。

この健康づくりをしていくということは、郡上市の財政にとっても非常に大切なことになってくるのではないかと。健康な、または健全な精神の方があれば郡上市の財政にも非常に負担が軽くなる、そんな気もしておりますので、何とかもう少し、こういった食べ物を食べるということですよといった、そんなものがないものかと思っております。食べ物によってあなたの人生が変わりますよ。全くそのとおりだと思います。また、食べ物で知能が高まりますよ。勉強しろというよりも、頭がよくなる食べ物をたくさん与えると。そんな形で家庭でも考えていただけたらいいのかなと思っていますが、私も勉強する中で、先ほど言われました介護のアルツハイマー病というのは非常に、私もこれから行く道ですので心配でしたけれども、これは本の中に、1週間に一遍ずつ魚を食べる人は、アルツハイマー病が発症する率が半分になると書いてあります。これは1週間に一遍ずつ青い魚を食べなきゃだめだな、そんな気もしており

ますけれども、やっぱり私たちも健康で老後を送るためにも、やっぱり食生活ということについては考えていきたいと思いますが、例えば健康福祉部の方でばけないための食事とか、そういったレシピみたいなものがないものか、ちょっとお伺いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） さまざまな提言をありがとうございます。行政職員は頭がかたいもんですから、なかなかそういうことは思いつかずに申しわけないと思うんですけども、食育の基本計画の中の基本理念の中に三つほど基本目標がありまして、食事を楽しくとり、心と体を健康にするということも基本目標の中の一つでございますし、基本政策、七つございますが、家族や仲間と食事を楽しむなど、食を通じた心と体の健康づくりということでございます。

文章に書いてありますと、ああそうだと思うだけでございますけれども、特にことは、先ほどの基本計画のダイジェスト版というようなことで、まず住民の方にこういう計画ができたということを知っていただくことが大切であろうということでダイジェスト版を、まだまだ中身はそろっておりませんが、今つくりおるところでございます。

その中で、主食でありますとか、主菜でありますとか、副食をバランスよく食べましょうというようなものですね、例えば絵に表現してつくってみたりとか、それから郡上市に、この計画でも出ましたように、いろんな食文化がございますので、そういうものもこういう地図の中であらわしていきたいというようなことを計画を立てておりますけど、今、武藤議員さんが言われましたことに比べ、まだまだかたいようなことでございますので、今言われました、いろんな視覚に訴えるような楽しい表現とか、頭を使っていただくようなところで興味を持っていただくようなところを皆さん方に知っていただくようなことを、これからも委員の方と一緒にやってつくっていききたいなと思います。

なお、これもかたい話ですが、こういう食事バランスガイドというものがございまして、この中で何をどれだけ食べるとどういうあれだというようなことを、こういうものを使って、食会の方々と一緒になってやっておるわけでございますけれども、こういうことも含めまして、もう少しやわらかいところで市民の方に知っていただくようなことをまた考えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

（12番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） よろしく申し上げます。

先ほど言いましたアルツハイマー病のこともそうなんです、3月に予算の中に組み込まし

た自殺予防の関係ですけれども、自殺というのはうつ病が起因しているといえますけれども、うつ病の95%は脳の栄養不足であると、こういうことも書いてあります。やっぱりうつ病といったものに関しまして、食事といったものが非常に影響している、そんなこともありますので、ぜひともこういった病気と食事との関係といったことをわかりやすく書かれたような本があるといいなと。私は買ってきて読んでおりますけれども、できればそういうものも郡上市民に提供できるといいのではないかなと思っております。よろしくをお願いします。

次に行きます。

次は、食の王国郡上づくりでありますけれども、これ、郡上市商工振興ビジョンの中に食の王国郡上づくりプロジェクトがあります。この中にも食育事業の推進とありますから、今言った食育のことにつきましては、商工観光部も影響するわけです。また、農林水産部も当然この食育には参加していただきたいものと思いますけれども、この食の王国郡上づくり、「地域への啓蒙、連携」と書いてありますが、これは本当に、例えばいつも言うんですが、食の王国郡上づくりのプロジェクトの中で一番頭につくのは、奥美濃カレーというのが最初に出てくるんですけれども、じゃあこの奥美濃カレーは、果たして郡上市民の何人が食したことがあるのかといつも思うんです。やっぱり郡上市民に愛される、郡上市民がこれを理解して、食べておいしいと思って、郡上市外の人にもPRをしていくということも必要じゃないかなと。やっぱり市民もこの食の王国づくりには協力していく必要があるのではないかなと思っています。

現在、食のグローバル化が進んでいます。1年じゅう、例えば北海道から沖縄まで日本じゅうのものが手に入る、食べられるといった状態です。こんな状態の中でこの郡上市が食の王国をつくっていくには、行政の思いだけでなく、市民と連携しながら、郡上市の持つ本物の食を郡上市の食文化として郡上市民みずから再発見できる、再発見すべき市民を巻き込んだ運動になる、そうなるといいなあとと思っています。そうしなければこの食の王国郡上づくりはとてもかなわないものではないかなと思っています。

そんな中で、例えば市民を巻き込んだ、地元の食材を使った料理コンテストを開催するとか、本当に市民の参加、本当に郡上を食で売るんだというような、食を自分たちで楽しもう、健康をつくっていこう、これこそが郡上だといったそういった食の王国づくりを市民挙げてやらなければ、この王国づくりはできないものだと思うんですけれども、例えば日本一安全でおいしい学校給食をつくりますとか、そういった発想とか、いろんなあらゆる分野で食の王国をつくるぞという思いがないと、とてもこれはこのグローバルな社会の中では難しいことだなあとと思っています。

食育と連携したり、郡上市の七つの地域の個性を生かした、そういった食の王国づくりができたらいいなあと思うんですけれども、先ほど健康福祉部長が言われましたように、私もそう

なんですけれども、頭のかたい、あまり調理の経験のない人たちが、例えば化学調味料や添加物、またファストフードなどで育った、そんな人たちが集まれば、とても食の王国づくりはできないんじゃないかな、そんな思いがしています。ぜひとももうすこしやわらかい頭で、市民への協力を呼びかけて、この食の王国づくりに取り組んでいただきたいんですが、その中で一つだけ、具体例で質問したいんですけれども、地域への啓蒙、連携はもちろんですが、例えば農家レストラン、これは今全国的にどこでもあるんですけれども、例えば女性の会であるとか、例えば今、里まんまとかいろんなことで農家の食事といったものが、非常に健康だし、またふるさとの、日本人の思いを呼び返すといった意味で見直されていますけれども、例えば日本における農家レストランということで、郡上市の食物で、郡上市古来の味つけ、化学調味料を使わない、その時期に郡上に来なければ食べられない、そんなコンセプトのレストランがないものかなと思っていますが、ちょっと御所見を伺わせていただきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 蓑島商工観光部長。

○商工観光部長（蓑島由実君） 頭はかたいですし、ちょっと口下手でございますので、難しい御質問に十分にお答えできませんかもしれませんが、お答えいたします。

平成21年度に、市内の各業界、それから各団体、それから多くの市民の皆様の参画を得まして、この郡上市商工振興ビジョンが作成されました。まさに民と行政と一体となって作り上げたビジョンでございますが、その中に、食の王国郡上づくりという項目がございます。これを先導的なプロジェクトとして位置づけをしまして、また観光振興などとも連動をしまして、食の資源化といいますか、そうした方向で市内の産業を振興していく一つの大きな方向を位置づけたいと、方向づけたいということでございます。

具体的なプロジェクトの中では、食の祭典事業、あるいは奥美濃郡上とっておきの味研究開発事業、郷土料理研究支援事業、あるいは農業、林業との連携した活動、あるいは食育の推進と、いろいろございますけど、これは行政の大事な事業ではございますけど、むしろ民が主導になってやっていただきたい、またそれを行政が支援していきたいというような部分が非常に多いと思っております。そうした振興する場においては、今御指摘のありましたとおりに、やはり多くの市民の皆さんの御意見をお聞きし、それを生かしていく、また参加団体、あるいは業界の方々の大きな力をその中に取り入れて事業を展開していけたらよいなということを思っております。

食の王国づくりの中で一つ例を申し上げますと、昨年、第1回を開催しました「食の祭典inぎふ郡上」でございますが、今年度も10月2日、3日と、第2回目を盛大に開催したいということで計画を進めております。市外からの団体も15団体含めて、50店舗の出店を予定されております。参加する皆様にとっては、食を楽しみ、そして本物の食とか、郡上の食というものを



考え直していただく、そんな機会になったらいいなあと思いますし、主催する側、実行委員会の各団体にとりましては、地元の食材を活用して、また新たなメニューの創作を何とか目指したい、あるいは、そうした観光と連携をしまして、この食の王国郡上を内外に大きく発信し、宣伝、PRできたらいいなど、そうした催しと考えております。

その際も、去年1回目、いろんな混乱の中で精いっぱい開催したんですが、その中で、主催者とか出店した各団体の方々のいろいろな反省とか提言、また参加された市民の方々のそうした感想とか御意見、そうしたものも生かしながらやっていきたいと思っております。特に今回は、実は東海北陸道沿線の各市町からそれぞれ食材を出店いただきまして、国取り合戦というような形で、そのメニューの人気を競っていただくというようなことも考えておりますが、そうしたところにも、審査員には市民の方、若い方なども参画をいただいて、いろんな市民が主体的に参加できる、また、そうした御意見が聞ける場にできたらいいなということも考えております。

それからもう1点、農家レストランでございますが、これもまた大変難しい問題でございます。

最近、非常に農家や、それから農業者グループが自家生産した、あるいはその地域でとれたいろんな産物を調理して提供して、外からの方に喜んでいただくというようなレストランが広がっておるようでございます。この運動の流れでよいところは、やはり地元の大量生産、出荷されるものでなくて、小規模で生産される、そうした農産物も生かしていけるというようなこと、あるいは生産者の顔が見える、そうした安心な農作物を提供できる、お客様も安心して喜んでいただける、あるいはまた、中には生産者とお客様がいろいろと交流をしたり、お客様が農業体験も含めてやられるというような、いろんな形態もあるようでございます。非常に有用な、また郡上に合う経営形態でないかなと考えております。地元の食材とか料理を提供しますと、ほかとのそうした差別化を図ることができると思いますし、またそうした取り組みが、食の資源化とか地域の活性化に何よりつながるんでないかなと、非常に新しいビジネスの形として期待するところです。

現在、市内でも、例えば大和の道の駅のおふくろの味「安食里」さんとか、あるいは明宝のビスターリマームさんなどで、農家や民宿経営者がこの地域食材を使っただけのそうした取り組みを進められている例がございます。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

農家レストラン、できれば本当にもう少しできていくと、郡上もよくなるなあと思っていま

す。

この中で、いつも言っています地産地消といったことが、大量生産じゃなくて、本当に新鮮でしゅんなものを提供するためには、当然地産地消ということが出てきますので、そういったものをできるレストランができるといいなといつも思っています。できればそういったことに力を入れていただきたいと思いますが、そんな中で、次に、この伝統とか歴史と書きました。

これは、商工会の方でつくられた郡上ブランドということがあるんです。この郡上ブランドの認定製品があるんですけども、これは郡上ブランドですよと言われたんですけども、例えばこの肉桂玉もそうです、母袋の豆腐なんかでもそうなんです、これに例えば歴史とか文化がついていないんですね。これは郡上のブランドですよというだけで、例えば明宝ハムでしたら、明宝が昔こういう形をつくって、これがたんぱく源のあれでとか、何年ぐらいにできたとか、こういった郡上の食品に何か歴史とか文化とか、そういったものもつけて売れないものかなといつも思うんです。私いつも聞くんですけども、何で郡上八幡に肉桂玉があるんだと。肉桂があるんや、シナモンが郡上にある理由がわからんというんですけども、昔は数軒が郡上八幡の中にもこの肉桂玉をつくってみえた。お土産として、3軒か4軒あったんだと思いますけれども、そういったのを子ども心に覚えておりますけれども、なぜ郡上市が肉桂玉だということがわかる人はいるのかなあと。本当にこのお店へ行って聞いてみたいという気もするんです。例えばトマトケチャップ、明宝レディースもそうなんですけれども、必ずこういった食べ物が生まれてきた歴史とか文化があってこのものができている、やっぱりそれも一緒になって発信していくということも必要なんじゃないかなといつも思っています。できましたらそういった形で、この郡上ブランドであり、また郡上市内の食べ物、いろんなものを市外へ発信していただきたいなど。そのことについては何かありますか、意見が。できればそうしていただきたいと思うんですけども。

○議長（池田喜八郎君） 蓑島商工観光部長。

○商工観光部長（蓑島由実君） 大変難しゅうございます。

おっしゃるとおり、やはりその地域の昔からの伝統、あるいはそうした文化を発信できるそうした商品というのは非常に大事だと思っております。

一つ参考に申しますと、ちょっとどこも申し上げにくいんですが、この市内のお土産物屋さんで最も人気のある商品は、地元のハム、それから2番がケチャップ、それから肉桂玉、それから栃の実せんべいと、こうしたものさそうでございます。もちろん牛乳とか水とか、そうしたいわゆる水ものについてはまた別格で、いろいろ人気はあるようございますが、お土産に持ち帰るものは、先ほど申したような、やはり特色のあるものが人気があるようございます。

そうしたことから、やはりその商品づくりに当たって、物語がある商品といたしますか、そう

したことが一つの付加価値をつけ、また、おっしゃっておるブランド化ということにつながると思います。各商店、業界さんはいろいろな工夫をしておられますけど、我々もまた一体となってそうした活動を支援をしていきたいと思っております。

(12番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

今言われましたハムとかケチャップですけれども、私いつも思うんですけれども、こういったものも、最初に地元の人が理解をして、地元の人に愛されて、それからだんだん市外へ広がっていったというような気がするんですね。初めから市外へ向いておったわけじゃないんじゃないかな、地元の人が本当にこれを愛しておって、例えば幻のハムなんて言われた時期もありましたし、やっぱりその辺から、まず地元理解されて、それが口コミで広がっていく、これが本当の、初めから市外へ向かってはだめじゃないかなという気がしていますので、その辺もお考えいただけたらと思います。

最後に食の安全でございます。これは非常に勉強すればするほど頭が痛くなりまして、この食品添加物って、私はあまり詳しく知らなかったんですが、食べてはいけない添加物、食べてもいい添加物、それから「食品のカラクリ」なんていう本を読みまして、何かほとんどの食品はまがいものじゃないかと思うような現状を知ってしまったんですけれども、こうやって食の安全を考えますと、私たちが持っていますスローフードこそがやっぱり食の安全であり、これこそが郡上市の大切な観光資源であり、また都会とは違った、都会との違いを鮮明にできる、そんなものじゃないかなという気がしております。経済性の追求ではないスローフードの考え方そのものが郡上市にとって必要じゃないかな、そんなことを思っておりますが、これを今一歩進めて、郡上市そのものがスローシティー、そんな考えを持ってないものかと思えます。

スローシティー郡上と言えるような郡上市、このスローシティーという言葉調べれば調べるほど私のはまっていったんですけれども、このスローシティーというのは実際にイタリアでやられておるらしいですね。私もそこを知らなかったんですが、非常にこのスローシティーという考え方は、なかなか受け入れられるものじゃないと思いますけれども、今後郡上市が少しでもこういった考え方を学んでいく、いつも市長が言われます、身の丈に合った郡上市と言われますけれども、例えば大型のスーパーとかそういうものじゃなしに、地産地消をしっかりとした店をつくっていくとか、例えば路地には車が通らない道をつくるとか、そういったスローシティー、そういった発想で今後必要なんじゃないかなと。

ここにありますね。スローシティーとは、ほどよい大きさのまちということですね。まちを大きくしないために、量販店よりも地産地消の店、大型ホテルよりも農家、民宿をふやす努力

を行っている。こんなことは非常に難しい話かもしれませんが、こういったスローシティーにまで行かなくても、それに近い郡上市を目指していくということも必要なんじゃないかなと思っておりますけれども、最後に、市長さんは健康福祉財団にも見えまして、健康のこととか、またこういったことには非常に造詣が深いと思いますので、市長の考えを伺って質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。

今お話のございましたスローシティーとかスローフードという考え方、御指摘がありましたように、イタリアのトスカーナ地方のあるまちの町長さんが提案をされたというふうにも私も伺っております。

全国の今市町村で、こうしたスローフード、あるいはスローシティーということを目指して、経済の効率性一点張り、あるいは競争とか、そういうようなところから、いま一度人間らしい生活、あるいは人間らしいサイズのまちとか、そういうようなものを見直そうよというようなことで、そうした動きがございます。

実は、スローシティーづくりを目指しましょうというような市町村の一定の集まりもございまして、県内でも全国の集まりに入ってみるところもございます。私もどうかというふうに言われている面もございしますが、この趣旨には私は賛同します。郡上のようなところで、やはり私が申し上げています郡上市らしい生き方というようなものは、そのスローシティーとかスローフードの考え方に通ずるものがあるというふうに思っております。

若干関心事としては、最近、スローフードとかスローシティーという言葉自身を大変たくさんの方がお使いになって、それを掲げるということが新鮮さがあるかということ、若干もう既に皆さんが使われたスローガンかなという感じがいたしております。そういう意味で、あえて今まで郡上市がスローシティーとは言ってはまいりませんでした。郡上シティーと言ってまいりましたが、そういう意味で、郡上らしい地域づくり、食づくり、そういったものには今後ともやはり市民の皆さんとともにそういうあり方を追い求めていきたいと、そういうふうにご考えておるところでございます。そういう意味で、この考え方には大いに共感するところが大きいものがございます。

（12番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

きょうの夕食は、皆さんにとっておいしい食事になりますようにお祈りしまして、質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で、武藤忠樹君の質問を終了します。

---

◎散会の宣告

○議長（池田喜八郎君） これで本日の日程を終了しました。

本日はこれにて散会をいたします。長時間にわたりまして御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

（午後 3時55分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長           池 田 喜八郎

郡上市議会議員           森 藤 雅 毅

郡上市議会議員           美谷添       生